

令和 6 年 12 月 6 日

令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 6 年 11 月 29 日 開会

令和 6 年 12 月 6 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年12月6日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和6年第4回奥多摩町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年12月6日（金）

午前10時00分開議

会 期 令和6年11月29日～12月6日（8日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	—	一般質問（9名） 1 澤本 幹男議員 2 原島 幸次議員 3 相田恵美子議員 4 高橋 邦男議員 5 宮野 亨議員 6 伊藤 英人議員 7 榎戸 雄一議員 8 大澤由香里議員 9 森田 紀子議員	—
4	議員提出議案 第 2 号	再審法「刑事訴訟法の最新規定」の改正を求める意見書	原案可決
5	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
6	—	議員派遣について	決定
7	—	町長あいさつ	—

（午後4時35分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 12 月 6 日午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日、追加議案として議員提出議案 1 件を上程することを決定いたしました。

議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議員提出議案第 2 号につきましては、単独上程の上、採決は即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 一般質問を行います。通告のありました議員は 9 名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、6 番、澤本幹男議員から 2 問の通告を受理しておりますので、1 問目の質問をお願いいたします。澤本議員。

〔6 番 澤本 幹男君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） 6 番、澤本です。おはようございます。

それでは、1 問目お伺いをさせていただきます。デジタルトランスフォーメーション、

略してD Xの推進のためのビジネス・プロセス・リエンジニアリング、略してB P Rの状況についてお伺いをさせていただきます。

今年の3月定例議会の一般質問で、町長の施政方針の2番目に成果を重視した行政改革の推進についての質問をさせていただきました。ご答弁では、具体的な内容やスケジュールに関して、1つには、新庁舎が建設されるタイミングを見据えており、その前段階として令和6年度に一般会計予算に計上してあるデジタル推進費におけるB P R支援業務がある。このB P Rは、既存の業務プロセス全体を見直し、職務や業務フロー組織並びに情報システムなどを再構築し、業務改革を行うことを意味していて、総務省の自治体D X推進計画の中でもB P Rの取組の徹底が前提であり、町では、第1段階として、役場各課等における業務量調査を実施し、業務プロセスの可視化を図り、B P R対象業務の選定を行うとのことでした。

そこで、以下お伺いいたします。

- 1、町のB P R支援業務委託の具体的な内容を教えてください。
 - 2、役場各課等における業務量調査の実施状況はどうなっていますか。
 - 3、調査内容をどのように業務改革に生かし、D Xを推進していくのか。お伺いします。
- 以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、澤本幹男議員の一般質問の1問目、D X推進のためのB P Rの状況についてお答えいたします。

1点目の町のB P R支援業務委託の具体的な内容を教えてくださいについてですが、件名といたしましては、奥多摩町業務量調査及びB P R支援業務委託、契約の相手方は、株式会社シイエム・シイ、契約金額は979万円、委託期間は、令和6年4月から令和7年1月末までとなっております。

委託内容でございますが、分類いたしますと5項目あり、1つ目として、業務量調査及び分析として、全部署を対象に事務事業の業務量や業務時間、業務プロセスを可視化するための調査を実施し、住民サービスの向上や業務効率化、執行体制等の視点から課題や問題点を抽出・分析すること。

2、B P R対象業務の選定及び支援として、業務量調査の結果に基づき、改善効果が見込める業務を3から5業務程度選定の上、業務改善案を提示すること。

3、報告書の作成として、本業務で実施した内容取りまとめ、報告会を実施すること。

4、次年度以降の改善手法の提案として、本業務終了後も町が自ら継続的に事務事業の見直しや執行体制の見直しが行えるような手法等の提案を行うこと。

5、新庁舎移転に向けての提案として、業務改善案や改善手法等の提案は、庁舎建設事業完了後の新庁舎での運用も見据えて検討することとなっております。

2点目の役場各課等における業務量調査の実施状況はどうなっていますかについてですが、4月にキックオフとなる職員向けの全体調査説明会を開催し、5月下旬までに11課32係において管轄する業務内容の登録作業を行いました。その後、委託業者により集計及び分析が行われ、6月に全庁調査結果の報告がありましたが、1,412件の業務が抽出され、それらに要する全業務総時間は32万1,312時間である結果が報告されました。

なお、調査実施に当たっては、全庁的な共通課題とBPR対象業務として業務単体で課題が多く、改善確度が高いことが想定される業務の2軸で分析が行われ、その後、より詳細な業務手順の可視化・改善を実施する対象業務を管轄する部署として、3課4係が選定され、現在は業務の可視化を図るための研修やヒアリングを経て、実際に業務を可視化するための業務整理や入力作業等を4係の職員で行っており、実行に当たっては、委託業者が伴走支援をしている状況にあります。

なお、この3課4係は、企画財政課財政係、住民課課税係、福祉保健課福祉係及び子育て推進係ですが、選定された理由といたしましては、業務改善を図ることが見込まれる業務内容を有している部署であるためとされております。

3点目の調査内容をどのように業務改革に生かし、DXを推進していくのかについてですが、BPRはビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略称であり、既存の業務プロセス全体を見直し、職務や業務フロー、組織並びに情報システムなどを再構築し、業務改革を行うことを意味しており、BPRがDX推進の前提であることは、本年第1回町議会定例会における議員からの再質問に対して、当時の企画財政課長が答弁をさせていただきました。

今回の業務量調査及びBPR支援業務委託につきましては、少子高齢化の進展に伴い、今後ますます労働力人口が減少し、行政の業務においても職務負担の更なる増加や住民サービスの低下等、様々な影響が懸念されており、これらの課題解決に向けて早急に今ある業務の見直しに取り組む必要があるため実施しております。

現状におきましては、伴走型支援により各種の取組を進めておりますが、本業務委託の具体的な内容の④次年度以降の改善手法の提案でもご説明いたしましたとおり、本業務終了後も町が自ら継続的に事務事業の見直しや執行体制の見直しが行えるような手法等の提

案を行うことを掲げているように、課題解決のためにB P Rによる業務改革を実践しつつ、職員の主体的な行財政改革を促し、自走する仕組みの構築に繋げていくことを目的としております。

したがって、今回の業務委託では、全庁的な業務量調査を通じてそのデータが可視化され、一定量蓄積することと、より詳細な調査や分析を通じて3課4系の業務がある意味、今後の業務改善や業務改革等を進めるに当たってのモデルケースとなり、当該職員にはそのノウハウを身につけてもらい、それらが全庁的に広がり、持続可能な行政サービスの維持向上に繋がっていくことが大切であり、目指すべき方向性であると考えております。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。施政方針のときには具体的な内容は聞けなくて、ここで今年の4月から来年の1月までに実施ということで取組をされているという内容についてよく理解できました。ありがとうございました。

そこで確認なんですけど、1点、1月終わった後、都合でどういうふうな方向になっているかということを議会に説明のお考えはあるのかというのが1点と、D Xに関連しますと、瑞穂町だとか、八王子市とかいろんなところでいろんなD Xを活用したもの、実際物すごい進んでいるわけでごさいます、そういう意味で、町としてはD Xにどう繋げていくか、他の市町村の状況を見て、話がD Xに進んでしまうと飛んでしまうと思いますが、D Xに対する取組も聞かせていただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 6番、澤本議員の再質問にお答えいたします。

2点ございます。1点目でございます。委託期間が1月末までということで、その後、議会に対しての説明はという部分でございますけれども、こちらにつきましては、基本的には内部的な業務の改善というのが第一歩でございますので、先程の町長答弁の中にもございましたように、今、3課4係を抽出して、まずはその職員にノウハウを身につけてもらうという状況であって、その後、全庁的に、全庁的にというのが各課に広げていくということでございまして、例えば正しいかどうか分からないですけど、まだよちよち歩きの段階が1月末のような状況です。それを徐々に、今は業者によって伴走で取組をしているんですけど、その後は、今度は自ら職員がここが課題があるということで、それを業務改革等に繋げていくということの、言ってみれば地道な作業になりますので、現状としては議員の皆さんに何か説明するとか、そういった考えはないという状況でございます。

どうしてもデジタルとかD Xというお話ですと、それが終わった途端に何か急に物事が

改善しているというふうに世の中的にも捉えられがちなんですけども、現実には、まず人間の職員のほうの意識改革をしながら、その後にどういうシステムが必要なのかというようなことを進めていくという順序になろうかと思いますので、ちょっと時間をいただきながらという部分で、目的の中にも新しい庁舎ができた後も、そこでどういう取組ができるかということをこれからそれぞれが考えていくという状況ですので、議会への説明というのは今のところではできないという状況ですので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それから、D Xの推進ということで、これは全国的にも国のほうもいろいろなシステムの各自治体がばらばらになっているシステムを統一して標準化しろというのも、今も町のほうも予算化をして進めている状況で、瑞穂町も西多摩郡の中では特に進んでいるような状況です。

どういうふうに繋げていくのかというお話もあります。D Xというか、どちらかというと、昔の言葉で言うと、いわゆる電算組織の部分についてどうやっていくかということなんですけども、やはり町村、うちもそうですけど、檜原村もシステム関係で本当に専門の職員は実はいないという状況です。人事異動でその部署に配置してということで勉強しながら進めていくという中で、どうしてもやっぱり弱いというのは否めない状況です。ただ、そういった中で西多摩郡については、4町村で共同でそういった電算の、今回ですと統一化、標準化の取組についても4町村で一緒にやっていきたいと思いますということで進めております。また、そこにコンサルということで、いわゆるシステム業者の言いなりにならないように、中間に入っていて、自治体側の味方になってもらうというか、そういう立ち位置の人も入れながら、なおかつ4町村でその実情に合わせた進め方を行っていくということで、数年前からもうこれはやっている状況ですので、今回のB P R等につきましてもそういったところで情報交換をしながら、うちの町で取り入れていけるようなものはやっていきたいというふうに思っています。どうしても国が言う部分というのは、どちらかというと大きい市部とかを中心にいろいろ音頭取りをしていただくような形なんですけど、どうしても小規模なところだと、実情と合わないようなことも出てきますので、その辺は4町村で、瑞穂とか日の出もそうですけども、分からないところは聞きながらやっていきたいと、そういった取組を進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） 答弁ありがとうございました。いろいろ考えて実際に取り組ん

でいるということで了解できました。

令和9年の3月ですか、8年度までに新庁舎もできるという予定であれば、あと来年も7年度になると非常に短い時間になりまして、それに伴って、いろんなことをコンパクト化していくというのが大前提であり、避けて通れない部分でありますので、ぜひそれと並行して、今回はDXの質問はしませんが、お願いしたいと思います。

自治体のDXの必要性としては、高齢化等による住民の地域の課題が増えたり、生き残りのための活性化の必要性だとか、対応に当たる職員の人員不足、解決として事務作業はデジタル化にできる限り置き換え、職員は住民の地域の課題解決等、職員でなければできない仕事にシフトしていくということでございます。

とにかく自治体のDXによって、自治体経営の在り方だとか、組織の課題解決、縦割り組織の弊害、古い組織風土の文化、職員の働き方やスキルなどを根本的に変革することとこの一般的な言われている部分でございます。ほかやるからどうこうということではなくて、奥多摩町は庁舎建設という大きな行事がありますから、それに併せてぜひとも一緒にDXも推進していければ、スムーズにいろんなことも進むかなと思いますので、今回はDXについてはお伺いしませんが、進めていただければありがたいと思います。

以上で、1問目を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問を許可します。

○6番（澤本 幹男君） それでは、2番目の奥多摩中学校の部活動についてお伺いさせていただきます。

奥多摩中学校の生徒数は63名という人数ですが、教職員の方々の熱心な指導には感謝をしています。各学年の人数にもばらつきがあり、ご苦労されていることと思います。

そこで、奥多摩中学校の部活動ですが、当初のスポーツ部、カルチャー部、アウトドア部、ボランティア部のほか、新たにバドミントン部、吹奏楽部も活動されています。

現在、全国の公立学校で主に休日に進められている部活動改革で、来年度から平日の改革も本格化させる見通しとなりました。スポーツ団体などと連携した地域クラブ活動や複数校による合同部活動を平日にも定着させることを目指しています。特に、スポーツ部活動については、今年度から始まった地域ぐるみの取組を行っています。

部活動は、今までほぼ無償で指導を担う教員の献身に支えられて成り立ってきました。競技経験のない顧問がつくミスマッチや過重労働の温床と指摘されました。部活動改革は、スポーツ庁と文化庁がガイドラインを定めています。

奥多摩中学校の生徒は、スポーツ部活動で野球等の団体競技が難しく、個人的に硬式野

球クラブに参加している方等がありますが、ごく一部の方となっております。

そこで、以下伺いたいします。

1、スポーツ部の部活動についての現状を教えてください。

2、スポーツ部の部活動には団体競技と個人競技がありますが、個人競技でも少人数でも可能なスポーツの導入のお考えはありますか。

3、教員に頼らない指導者の確保の問題はどうされますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2 問目の奥多摩中学校の部活動についてお答えいたします。

議員からご説明がございましたとおり、スポーツ庁、文化庁のガイドラインでは、令和 5 年度から令和 7 年度末までの 3 年間を部活動改革推進期間として、地域や学校の実情に応じて地域連携・地域移行に取り組むこととされています。この推進期間では、休日における活動の地域の環境整備を推進し、その進捗状況等から、更なる改革の推進が見通されています。

奥多摩中学校では、推進期間前の令和 4 年度からバドミントン部が、令和 6 年度からは吹奏楽部が学校部活動の地域連携という位置づけで活動しております。

ご質問の 1 点目、スポーツ部の部活動について現状を教えてくださいにつきましては、奥多摩中学校のスポーツ系部活動は、スポーツ部とバドミントン部があり、その他、剣道、水泳、陸上、卓球については学校外で活動しております。

スポーツ部につきましては、取り組むスポーツを所属する生徒が主体的に計画し、練習しています。より多くのスポーツに親しむため、1 つのスポーツに決めず、最短 2 か月、最長 4 か月の枠組みの中で行っています。活動は、火・木・金曜日の放課後 2 時間、土日の活動はありません。担当顧問は 4 名、部員は 8 名おります。

今年度は、バレーボール、バドミントン、ソフトボール、スポーツチャンバラ、バスケットボールに取り組みました。対外的な大会参加や練習試合はありませんが、加藤旗争奪駅伝大会へは毎年参加をしております。

バドミントン部は、地域のジュニア育成を行っている奥多摩バドミントンクラブの協力を得て、地域部活動として令和 4 年度から、月・水曜日の放課後 2 時間と土曜日の午前中に 3 時間、現在 12 名の部員が毎回 2 名のコーチにご指導いただき、学校体育館を使用して練習をしております。

学校外で活動している生徒及びバドミントン部の中学校体育連盟の大会は、学校が窓口となり、教員が生徒を引率しております。今年度は、中学校体育連盟夏季大会、東京都バドミントン協会１・２年生大会、中学校体育連盟新人大会に出場しており、これから行われる冬季大会にも出場予定であります。

ご質問の２点目、スポーツ部の部活動には団体競技と個人競技がありますが、個人競技でも少人数でも可能なスポーツの導入の考えはありますかにつきましては、新たなスポーツの導入は、地域移行・地域連携が求められていることから、奥多摩町で活動しているスポーツ団体の有無が設置基準であると考えております。学校教育活動としての位置づけから、団体の有無だけでなく、適切な指導の実施のための指導者を確保していく必要があります。

また、令和４年１２月にスポーツ庁、文化庁から示された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインには、生徒のニーズを踏まえた環境整備の必要性が求められています。これらのことから令和７年度末までに地域団体との調整や生徒のニーズ把握等を実施し、東京都教育委員会から示されております部活動の概念、生徒が自主的・自発的に活動できるように段階的な体制の整備を団体の運営状況や教職員の異動の影響等を考慮し、持続可能な運営体制を検討してまいります。

ご質問の３点目、教員に頼らない指導者の確保の問題はどうされますかについては、奥多摩町では地域で活動している奥多摩バドミントンクラブや奥多摩吹奏楽団等、各団体にご協力をいただき、部活動を指導していただいておりますが、地域団体のみでは種目等に限りがあり、指導者の確保が難しい状況です。

また、企業等が運営するスポーツや大学等の連携も難しいことから、教員に頼らない指導は難しい現状にあります。教員の指導経験や本人の意思を尊重し、教員等の兼職兼業等も検討していきたいと考えており、法令に基づいた業務改善や勤務管理を踏まえ、研究してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○６番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございます。非常に人数が少ない中で努力されていることは重々承知していますし、内容でもいろいろやられているということが分かりましたけど、自主的にやるというのが、それは自分たちが好きなことをやるというふうな内容のほうに受けてしまったんですけど、自発的・自主的に自分たちのやりたいことをやるというふうなのは、例えば子どもたちの案なのか、先生方がこれやったらどうだという意見もあるのか。そこのところは、子どもたちに任せるといえるのはいい意味であるん

だけれど、逆に、いや先生方もこういうふうなスポーツもあるよということで紹介することはやっているかどうか、1点そこを聞きたいんです。

もう一点、すみません、青梅なんかの、特に六中、七中にゴルフ部があって、合同ゴルフということで、過疎化が進む山間部にある両校は、地域活性化や部活動の地域移行を目指して 2023 年度合同でゴルフ部を設立する計画を立てて、24 年から正式な部活動をはじめたと。近くに確かに練習場もあるということもあるんでしょうけど、正式に中学の関東連盟入りを果たしたということがありまして、それをまねろということではありませんけど、そういう例もあります。

ですから、奥多摩なら奥多摩なりにいろいろ考えていく必要があるという意味で、先程のこういうものもあるよとか、そういうことを生徒に任せるだけでなく、先生も、また、いろんな意見も取り入れたほうがいいかなと思ひまして、その点どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 6 番、澤本議員のご質問にお答えします。

先生が部活動の紹介等するのかという質問だったと思いますけども、現在、中学校のほうでは、生徒本人が担任等に申し出て、まずそこが第1段階という形で、先生のほうからとか学校がこういう部活動をやろうとか、そういう働きかけはしておりません。あくまで生徒のほうから申し出て部活動を検討していくという形になっております。

2点目の青梅六中、七中にゴルフ部ができているということですけども、こちら青梅のほうにお聞きしますと、本当に地域主体という形で、地域のほうが子どもたちが少ないということで、そういう部活動をやろうということではじめたと聞いております。

町としましても、そのような地域のほうとか、団体のほうでそういう盛り上がりがあった申し出ていただければ検討する余地は十分あるんですけども、そういうところもこれから考えていくところもあるんですけども、現状は申出はないという状況です。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問はありますか。

○6 番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。特に中学校の活動につきましては、まさしく子どもは奥多摩の宝ですから、中学生生活は大事な時期でございますから、いろんな経験をさせていただいて、また、教育委員会も学校を通していろんな機会を与えてやるのが大事かと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6 番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、10 番、原島幸次議員から 2 問の通告を受理しておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。原島議員。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島幸次でございます。

1 問目の質問をさせていただきます。当町における生活困窮者自立支援制度についてでございます。

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行に伴い、各市町村には生活困窮者自立支援制度があります。この制度は、失業や病気、借金などで暮らしに困っている状況、離職し、家賃等の支払いが難しくなった、長年のひきこもりで社会に出るのが怖い、ひきこもりの期間が長くなり、一般企業に就職するのが困難な方、誰かの助けを借りなければ生活を立て直せない方もいます。

そんな方のために市町村などの窓口では相談を受け付けております。専門の支援員が相談の希望を踏まえながら、一人一人に合った支援プランをつくってくれます。

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度でございます。

当町の状況についてお伺いさせていただきます。

1 番目に、当町の生活困窮者自立支援制度の現状について。

2 番目に、当町における生活困窮者数は。

3 番目に、窓口における近年の相談件数は。

4 番目に、今後の生活困窮者自立支援事業についてについてご質問させていただきます。よろしく願います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問の 1 問目、当町における生活困窮者自立支援制度についてお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度につきましては、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としているもので、区部や市部ではそれぞれの区市が、町村部では東京都が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め、各種支援を行うものとなっております。

1 点目の当町の生活困窮者自立支援制度の現状についてですが、町は町村部に該当するため、東京都西多摩福祉事務所が実施主体となり、各事業を実施しております。青梅合同庁舎内に西多摩くらしの相談センターを開設し、西多摩郡の4町村（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）にお住まいの方の相談に対応していただいているほか、奥多摩町内においても毎週火曜日に福祉会館と文化会館を会場として交互に定期出張相談会を実施していただいている状況です。

2 点目の当町における生活困窮者数にはについてですが、生活困窮者自立支援法における生活困窮者の定義は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方とされており、町においても対象者は一定数いると思われますが、相談に至らないケースでの把握が困難なことから、現時点では生活困窮者数の把握はできておりません。

このため毎年開催している生活困窮者支援会議を通じて、西多摩福祉事務所、西多摩くらしの相談センター及び町関係機関の情報共有を行い、支援に繋がっていない生活困窮者の早期発見に努めていきたいと考えております。

3 点目の窓口における近年の相談件数にはについてですが、西多摩くらしの相談センターにおける令和4年度、5年度実績の集計となりますが、令和4年度については、新規相談者数が11名、令和5年度については、新規相談者が7名となっております。

4 点目の今後の生活困窮者自立支援事業についてですが、今後の生活困窮者自立支援事業については、町として引き続き巡回相談会場（福祉会館、文化会館）の提供や町の広報紙への相談会情報掲載などを通じて協力していききたいと考えております。

また、相談機能へのアクセスに対する心的・物理的ハードルを下げることで課題の深刻化を防ぎ、予防のサイクルへ繋げるため、オンラインを活用した相談機能の強化も実施できるよう、現在、くらしの相談センターと調整を図っており、青梅合同庁舎へ行くことが困難な方でも相談が可能となるよう、相談機能の強化を図ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。

1 点だけ再質問させていただきます。こういう関係につきましては社会福祉協議会もいろいろやっているとありますが、奥多摩町の社会福祉協議会との連携、或いはその辺をどう今後お考えになっていくのか。その辺についてお聞かせいただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 10 番、原島議員の再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会との連携というところでございます。社会福祉協議会等のこれらの生活困窮者に対する相談等について、日頃から密に連携はしているところでございますけれども、先程町長の答弁の中で申し上げている協議会がございまして、その協議会の中に、また社会福祉協議会の事務局の職員も含めて、日頃の生活困窮者に対する相談等があったときの情報をお互い町と社会福祉協議会、そして東京都という形で連携をしながらやってございます。今後も引き続き社会福祉協議会とそうした形で連携を図りながら対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） ありがとうございます。特に再質問はこの点についてはございません。

○議長（小峰 陽一君） 次に、原島議員、2 問目の質問を許可します。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） それでは、2 問目の質問をさせていただきます。第 6 期奥多摩長期総合計画についてでございます。

第 6 期長期総合計画の基本構想・基本計画については、多摩大学の協力の下、住民参加ワークショップや役場若手職員 10 名のワーキンググループにより、基本構想・基本計画の案が策定されました。

審議会で審議し、最終案が作成されました。この計画を実現するには、住民の皆様、関係団体の皆様、職員の皆様に十分理解していただくことが重要であります。

第 5 期長期総合計画策定時には私も参加させていただきましたが、公募住民、町内各種団体、議会議員、識見者など 50 名から成るまちづくり計画住民委員会で提言書を策定し、その後、古里地区、氷川地区、小河内地区の 3 地区で計 5 回、156 名の住民の皆様が参加されたタウンミーティングが開催されました。また、町民を対象にパブリック・コメントも行われました。そのようなご意見を考慮し、最終計画案が作成されたと記憶しております。

そこで、以下について伺います。

1 番目に、ワークショップに参加した住民は少数なので、全住民を対象とした住民説明会を開催し、計画についての意見を伺うことは考えておりますでしょうか。

2 番目に、計画を実行するために住民皆様、関係団体や職員の力が必要ですが、どのように周知いたしますでしょうか。

3 番目に、計画は作成して終わりではございません。絵に描いた餅にならないようにす

るためにどのように進行管理をされるのか、現時点でのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の第6期奥多摩町長期総合計画についてお答えをいたします。

第6期長期総合計画の策定につきましては、住民等の協創を重要なテーマに掲げ、まちづくりを更に発展させることを目指し、住民アンケート調査をはじめ、従来のコンサルティング会社へ策定作業を委託するのではなく、新たな取組として、包括連携協定を締結している多摩大学と計画策定に関するアドバイザー業務委託を行い、住民参加ワークショップを開催するとともに、住民をはじめ、関係人口など地域と多様に関わりのある方を対象とした意見募集などを行いました。

本年1月から2月にかけて古里地区、氷川地区、小河内地区の3地区で開催した住民参加ワークショップには延べ106名の方が参加され、また、7月に文化会館で開催した住民参加ワークショップにも35名の方に参加いただき、毎回活発な意見が交わされました。あわせて意見募集の実施やパブリック・コメントなども活用し、貴重なご意見やご提案をいただくことができたと考えております。

ご質問の1点目、ワークショップに参加した住民は少数なので、全住民を対象とした住民説明会を開催し、計画についての意見を伺うことは考えていますかについてですが、先程ご説明いたしましたとおり、住民参加ワークショップ、意見募集、パブリック・コメントなどの実施により、住民をはじめ、関係人口など地域と多様に関わりのある方などから多くのご意見をいただき、若手職員ワーキンググループや長期総合計画審議会等において計画策定を進めてまいりました。本議会定例会2日目に基本構想についてご審議の上、ご決定を賜り、現在、パブリック・コメントを実施し、基本計画についてのご意見等を募集しておりますので、現時点で全住民を対象とした住民説明会を開催する予定はございません。

次に、2点目の計画を実行するためには住民皆様、関係団体や職員の力が必要ですが、どのように周知しますかについてですが、議員ご質問のとおり、計画を実行するためには、職員をはじめ、住民や関係団体の皆様のお力が必要であります。

第6期長期総合計画がスタートする来年春には、町ホームページへの掲載のほか、概要版を作成し、全戸配布を予定しており、図書館や窓口でも閲覧できるようにしてまいりま

す。

次に、3点目の計画は作成して終わりではありません。絵に描いた餅にならないようにするためには、どのように進行管理をされるのか、現時点でのお考えを伺いますについてですが、ご質問の進行管理につきましては、11月28日に開催いただきました議会全員協議会において企画財政課長から説明いたしました。現在、アドバイザー業務委託をお願いしております多摩大学総合研究所と協議を重ね、成果指標の設定も含め、実施計画への落とし込み方及び事業評価方法について検討しております。

議員ご指摘のとおり、計画は策定して終わりではなく、その計画に沿って町と住民及び事業者等が連携してまちづくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、多摩大学総合研究所のご指導をいただき、検討を進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。原島議員。

○10番（原島 幸次君） 町長、ご答弁大変ありがとうございました。

3点ばかり追加質問させていただきます。

第6期長期総合計画が3つのコンセプトからきれいにまとめられておりますが、高齢化率が50%を超えたこの町で高齢者に対する取組を具体的にお聞かせいただければ大変ありがたいなと。

2番目に、未来をつくる3つのコンセプトの3の効率化は具体的にどのようなことを考えておられるのか、分かる範囲で結構ですから、よろしくお願いします。

3点目に、コンセプトの1から3までございます。特に、コンセプト2と3の計画で横文字が多く、先程申し上げましたように、高齢化率が50%、半分以上の高齢者がいるこの町で横文字の意味が分からないという方が出てきております。その関係で、できれば横文字の横に日本語でどういうことか書いていただければ、新聞なんかでもよく書いてあります、括弧して日本語で横文字が入った場合書いてございます。もしその辺の注釈がつけられればつけていただいて、人によれば「物でももらえるのかね、これは」なんていうことになる可能性もありますので、そういう方もいるようなことも聞いておりますので、住民が一生懸命計画に沿って住民の皆さんにやっていて、それでこの町がすばらしい町になるようにするためでございます。できるだけ分かりやすくやっていただくのが一つの方法ではないのかなと思います。その辺よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 10番、原島議員の再質問にお答えいたします。3点ご質問いただいております。

まず1点目、3つのコンセプトということで今回、活性化、持続化、効率化ということで、若手職員がワーキンググループの中でも、この設定をさせていただいて計画のほうを取りまとめているという状況です。

そんな中で、高齢者のほうの具体的な支援ということで、こちらにつきましては全員協議会の中でもご質問いただいて、高齢者の施策のところは、お示しさせていただいた計画の中では少し薄いというか、分かりづらいんじゃないかというようなご質問もいただいております。

今回、全員協議会の中でもお話をさせていただいたところだったんですけども、コンパクトにまとめるという中で、そういった分かりづらいというお声があったのかなというふうには捉えております。今回、全員協議会でお示しした基本計画案ということで今、パブリック・コメントを実施させていただいておりますけれども、全体的にはこのほかにいろいろ町の課題だとか、そういったほかのページなんかも今、執筆活動を進めている状況でございます。

そんな中で課題も含めてこれから町の方向性をどうしていくのかというところもちょっと触れさせていただきながら計画は今進めているところでございますので、ほかの部分のところで、高齢者の支援のほうについては記載をさせていただければなと思っています。

全員協議会の中でもお話しさせていただいたんですけども、基本計画の中に、余りコンパクト過ぎて分かりづらいというお声もあったので、コラム的な形で、少しコラムをちりばめながら、こういった町の事業を進めてますよというようなところも入れながら計画のほうを最終的にはつくっていきたいと思っていますので、いただいたご意見等を反映させながら分かりやすい計画になるように今後努めていければと思っています。

次に、2問目の質問で効率化について具体的にどのように考えているかということでございます。効率化につきましてはコンセプトの3というところでまとめさせていただいております。

効率化の副題といたしましては、無駄を省く、まとめる、やめるということで、将来像といたしましては、3つの将来像の方向性を進めさせていただいております。スマートなまちづくり、フラットなまちづくり、リンクシェアするまちづくり、この3点目の質問の横文字が多いというところで、横文字になってしまっているところはあるんですけども、こちらについては基本的には内容的に住民ワークショップの中でも参加された委員さんからもお話があったんですけど、役場の内部的なものというか、役場の効率化に係る部分が非常に多くて、住民の方、参加された方もなかなか意見が出しづらいというようなお話も

ございました。若手職員も入りながら、やはり役場の業務を効率化していくというところと、あとは施設ですか、町の今ある施設、こちらのほうにも効率的に機能の集約化だとか、複合化とか、そういったところも含めてもう少しコンパクトにしたほうがいいのではないかというようなことのご意見もございましたので、その部分をまとめたようなところになります。

次に、3番目の質問でございます。特に、2番、3番の持続化と効率化、こちらの部分で横文字が多くて、ちょっと分かりづらいのではないかなというようにご意見でございます。こちらも全員協議会の中で、相田議員のほうからご指摘をいただきながら、サステナブルだとか、レジリエンスという非常に横文字で分かりづらいというようにご意見もいただいております。こちらにつきましては長期総合計画の審議会の委員の中からも、やはり横文字だと分かりづらいのではないかと。特に、レジリエンスという言葉がなかなか分かりづらいというようにお話もございましたので、こちらはまた、今検討中でございますけれども、先程ご説明させていただきましたコラムみたいな中で、レジリエンスというのはどういうことなのかというようにところを記載していこうかなというふうに考えております。

また、サステナブルというこちらの言葉は、今、大分世の中では浸透してきたのかなというところはあるんですけど、やはり分かりづらいというように言葉もございますので、そちらのほうを分かりやすくするようというようにご意見もいろんな方面から来ておりますので、そちらのほうを検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。これから計画が本格的になると思います。町の住民の皆様が動きやすいような、やりやすいような計画をつくっていただくようお願いいたしまして、原島幸次、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、4 番、相田恵美子議員の質問ですが、事前にパネル等を使用して説明したいという申出がありました。事前に確認の結果、許可しましたので、お知らせしておきます。

では、4 番、相田議員、3 問の通告を受理しております。まず、1 問目の質問を許可します。相田議員。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。よろしくお願いいたします。

めぐる傘立ての提案です。

2015 年、国連サミットで国際的な持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、日本においても 2018 年に閣議決定された第 5 次環境計画では、持続可能な環境共生型社会が掲げられております。

町の環境基本計画では、ごみを出さない暮らし方やリデュース（発生抑制）への意識向上が明記されております。

ごみ削減、環境循環の観点から、めぐる傘の提案をさせていただきます。

めぐる傘とは、忘れ物の傘や一般家庭で不要になった傘が処分され、ごみになる前に必要な人に使ってもらおうというリサイクルの取組です。傘は、雨にぬれないためという目的で購入されます。所有すること自体が目的ではありません。目的が果たされた後は、その存在を忘れられてしまいます。

町の複数の公共施設でも聞いてみましたが、忘れ物の傘は引取手がほぼなく、特に安価で耐久性のないビニール傘は多くたまってしまい、不燃ごみとして処分されるそうです。

処分される傘を再利用するための「めぐる傘立て」を町内の数か所に設置します。不要になった傘を置きます。必要なときに誰でも使用できるようにします。使用済みの傘は、町内の同じ別々に置くんですけども、めぐる傘立てに戻します。ただし、戻すことは強制ではありません。持ち帰ってもオーケーです。

奥多摩町は、JR 青梅線 5 駅のうち 4 駅は無人駅であり、突然の雨や雪のとき、電車を利用する観光客や住民は大変困り、また、観光地等でも同様なことが起こっております。

めぐる傘立ては SDGs の 12 番目の目標、「つくる責任 つかう責任」に関連し、環境問題はもちろん、観光立地を標榜する奥多摩町の観光客への優しい配慮、そして、住民福祉へも寄与できる取組だと考えます。町のご所見を伺います。

パネルの提示をお願いします。よろしいですか。

イメージとしてこういうパネルをつくりました。私の友人が描きまして、レイアウトを私がしたんですけども、既存の傘立てに、例えば役場の傘立ては、雨の日でも半分以上を使っていないことが多いので、そこに隅っここのほうにこういう奥多摩やさしいめぐる傘、これパネルを置きまして誰でも使っていていいですよ、必要な傘はここに置いてくださいみたいな感じで取り組めるといいのかなと思います。

以上です。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） ４番、相田恵美子議員の一般質問の１問目、めぐる傘立ての提案についてお答えをいたします。

町の第２次環境基本計画では、ごみを出さない暮らし方、リデュース（発生抑制）への意識向上とごみの減量化の推進を重要な施策として上げ、また、リサイクル活動の推進を通じて、資源の有効活用と再生品の利用拡大を目指す基本方針を示しております。

この方針を踏まえ、めぐる傘立ての設置は、観光立町を標榜する町にとりましても、観光客にやさしいまちづくりを進めるとともに、ごみ減量化の推進や環境問題への貢献という重要な側面を持つ有意義な施策であると考えております。特に、再利用を促す仕組みを取り入れることは、環境意識の向上や資源の有効活用にも繋がるものと期待されます。

めぐる傘立てにおける全国の事例といたしまして、民間企業が提供する傘のシェアリングサービス「アイカサ」が挙げられます。このサービスは、専用アプリを活用した傘のレンタルシステムで、使い捨て傘の削減を目指しており、特に渋谷区では、公共施設や商業施設、鉄道駅など約 100 か所に拠点が設置されています。これにより住民や訪問者が急な雨に対応しやすくなるだけでなく、使い捨て傘の利用を抑制することで廃棄物の削減や環境保護に寄与しております。

一方で、町での運用を考えたときに幾つかの課題が想定されます。町内５駅のＪＲ構内に設置する際にはＪＲとの調整が必要であり、多くの時間や労力を要します。また、公共施設に放置されている忘れ傘を活用する場合には、遺失物法上に基づく規制があるため、簡単に再利用することが難しいという法的な課題も存在します。更に、めぐる傘立てに不要な傘が放置されたり、不法投棄が増えたりする懸念や運用管理の体制や複数の業務を担っている職員に係る負担など、実務面での課題も複数考えられます。

このような課題がある中ではございますが、町として環境問題への貢献を考える上で、めぐる傘立ての実現は大きな意義のある施策であると考えております。

例えば現在、子ども家庭支援センターでは、めぐる傘立てではありませんが、急な雨の際には従前からストックしている傘を子どもたちなどに貸し出ししております。こういった対応を通じて、運用面の検証や課題を洗い出し、その結果を基に長期的な運用の可能性を模索し、町の実情に合った持続可能な運用が図られるよう研究してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。有意義な施策と言っていてうれしく思いました。

私、30年前に移住した頃に、梅沢在住ですので、川井駅を使います。川井駅の前に加藤製菓店という小さなお店がありました。梅沢の子どもたちは、電車通学なので川井駅を使います。そのときに急な雨のとき、加藤製菓店のおばさんが傘を貸してくださったりとか、子どもたちの世話をしてくださいました。温かい地域だなと心底思っ、ここで生きていこうと思った次第です。

なので、やっぱり傘というのは、雨が降ったときに役に立つものであって、日頃は本当におざなりにしてしまう。中には、すてきな傘を買ったから早く雨が降らないかなとおっしゃっている方もいらっしゃいますけど、まれでして、傘は本当に不要なものとして放置されることがほとんどです。

日原の西東京バスの停留所の前に、以前酒屋さんをされていたところがありまして、そこにも傘を何本か置いてあります。今は閉店されて久しいのですが、その店の店主のご好意で、今でも急な天気の流れの際に日原鍾乳洞まで歩く観光客の方が使用されているそうです。自前のめぐる傘立てであると思いますが、先程パネルで示したように、この町は皆さんを受け入れていきますよ、奥多摩優しいめぐる傘というようなパネル、看板があることで、観光客でもすんなりと傘を利用することができるのかなと思います。

再質問としては特にございませんが、課題として3点伺いましたけれども、JRとの調整と法的な課題、それと職員の働きが増えてしまうという課題、いずれにしても取り組めることなのかなというふうに今思いましたので、早急に取り組んでいただきたいと思いますし、町長もおっしゃいましたように、有意義な施策として早めに受け入れていただければと思います。質問はございません。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問を許可します。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 2問目の質問をさせていただきます。

障害者週間における町の取組について。

毎年12月3日から9日は障害者週間です。まさに今このときであります。国は、「障害

者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動を促進するため、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して障害者週間を中心に、障害者の自立及び社会参加支援のための様々な取組を実施します」と定め、障害のある方々への理解を深めるための重要な1週間であると位置づけています。

この週間は、2004年の障害者基本法の改正によって、これまで12月9日の障害者の日から変更されました。12月9日は、1975年、国際連合で障害者の権利宣言が採択された日です。

私は、令和4年第3回定例会において、奥多摩町における投票支援について一般質問させていただきました。師岡町長のご答弁では、「障害のあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切であり、命の重さは変わらない。このような当たり前の価値観を社会で共有していくことが大切」といただいております。町長のご答弁は、障害者に対する町の姿勢であると理解しておりますが、社会の根本的な差別意識をなくするためには自治体の具体的な取組や教育現場での啓発教育は不可欠であると思います。

以下、ご質問させていただきます。

1、障害者週間に合わせて公共施設等に障害者の啓発展示や施設、事業所等の紹介・販売などの取組をされている自治体もありますが、町ではどのような取組をされていますか。

2、町の小・中学校の教育現場において障害者週間についての周知はどのようにされていますか。

以上2点です。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の障害者週間における町の取組についてお答えをいたします。

障害者週間につきましては、議員のご説明のとおり、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の障害者の日、12月9日に代わるものとして毎年12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と定め、この間、国及び地方公共団体が民間団体等と連携して様々な取組を実施するものとなっております。

1点目の障害者週間に合わせて公共施設等に障害者の啓発展示や施設・事業所等の紹介・販売などの取組をされる自治体がありますが、町ではどのような取組をされますかに

つきまして、まず、東京都においては、この期間に合わせて標語及びポスターによる啓発、令和6年度障害者週間記念の集い、第44回ふれあいフェスティバルの開催、障害者の電話相談（法律・福祉）などを実施しております。

現状、町では東京都から提供を受ける障害者週間ポスターの掲示、チラシの配架による啓発活動を行っております。

近隣の市町村における取組事例では、障害者が製作した作品の展示会、障害者団体や障害福祉サービス事業所の活動紹介、講演会の実施などを行い、障害のある方々への理解を深める事業を実施しているとのことでした。

当町においても過去には障害についての啓発チラシを職員が作成し、全戸配布を行うなどの取組を実施しており、今後、近隣自治体の取組を参考に、障害者週間に合わせて実施する事業について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の町の小・中学校の現場において障害者週間についての周知はどのようにされていますかにつきましては、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるため、小・中学校には障害者週間啓発ポスターを掲示しております。

また、令和6年12月の校長会において障害者理解啓発に関する取組を周知し、朝礼等の講話の際に話題に上げてもらうよう依頼しました。

町内の小・中学校には特別支援学級、特別支援教室が設置されており、日常的に交流及び共同学習を行っております。障害の有無や個々の特性にかかわらず、全ての子どもたちが同じ環境で学び合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現を目指す、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、教育課程にも位置づけております。子どもたちが互いを理解し合いながら学んでいけるよう継続してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問はありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 再質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

障害者基本法の第9条の3、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間団体等と相互に、厳密な連携協力を図りながら障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないということです。

今年度の4月から障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が一般企業にも義務化されました。

先程の町長のご答弁で、ポスターの掲示というお話だったんですけれども、私、町内でポスターの掲示を見ておりませんので、1点目はどこに掲示してあるのかということ具体的にお伺いします。

2 件目ですけれども、先日、青梅市役所、昨日は福生市役所のほうにも行ってまいりました。毎年恒例でエントランスに市内の福祉事業者の作品の数々が展示してあります。青梅市役所 2 階のカフェだんだんでは、事業者の販売も交代でされていました。このような取組は、新庁舎に移ってからだそうです。

例えば防災週間とか、交通安全週間と同等な捉え方で、この 1 週間は障害のある方がメインになれるよということで、住民の意識を高める意味でも重要だと思いますが、青梅市の広報に、12 月号には必ず 1 面に障害者週間でありますと広報に掲載されるんですけど、残念ながら奥多摩町の広報には、今月号にも掲載されておりました。この数年、全く掲載がないということなので、今後、広報に掲載していただくことは可能でしょうか。私はするべきだと思うんですけど、この 2 点再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4 番、相田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ポスターの掲示についてなんですけれども、担当のほうから聞いているのは、保健福祉センターと、あと庁舎のほうにもということなんです。ちょっと今、庁舎のどこにということを確認できないんですけれども、一応公共施設には貼るようにしているということと、あと 2 点目のほうで、青梅市と福生市に行かれて、エントランスなんかで作品の展示だとかというお話をいただきました。先程青梅市の広報のお話で、障害者週間に関するページということで、私も近隣の自治体についてご質問いただいてから調べて、青梅市の広報なんかで障害者週間に関する、例えばこういうマークだとか、そういう部分の掲載をしてございました。この質問をいただいて、町としてもこの障害者週間に合わせた形で、来年にはなりますけれども、広報で掲載していきたいというふうには考えてございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問はありますか。相田議員。

○4 番（相田恵美子君） ありがとうございます。私もこの質問をさせていただくに当たって、どこかにポスターが掲示されていないかなと意識的に見ていたんですけど、ごめんなさい、見当たらなかったのです。公共施設というふうにおっしゃいますけど、例えば福祉施設の多摩学園さんとか、かもんみーるとかにもということはお考えになっていないのかなとか、あと、きこりんにも掲示されていますでしょうか。文化会館であるとか、町民の目に触れるところにぜひ掲示していただきたいと思います。広報の件も今後考えてくださるということで、お願いしたいと思います。

それから、奥多摩町は小規模なので、青梅市とか福生市のようにはいかないかなとは思っています。青梅市のほうも新庁舎になってからそういう掲示ができるスペースをつくったということなので、ぜひ奥多摩町でもそのような方向で行かれるとうれしいのかなと個人的には思います。

いずれにしても奥多摩の何よりの資源は人であると思いますので、法律とか、制度とか生きていくために大切なものでありますけれども、それを使う人の存在は更に大切だと思っております。国もポスターを掲示、毎年、障害者週間についてのポスターを各自治体に配布していると思うんですけども、それを掲示するかどうかということは、自治体に任されているということなので、それも含めてぜひお願いしたいと思います。なので、特に質問というわけでもないんですけど、お願いを再度いたしまして、これで私の２点目の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、３問目の質問を許可します。相田議員。

○４番（相田恵美子君） ３問目の質問です。生活館、コミュニティセンターにＷｉ－Ｆｉの設置を。

今年は元旦から能登半島地震、全国的にも自然災害に見舞われた１年だったと思います。被災され、被害に遭われた方々には衷心よりお見舞いを申し上げます。

奥多摩町においても台風等での大雨警報や土砂災害警戒情報が発せられ、また、過去には２０１４年の大雪の被害、２０１９年の台風１９号による断水や日原街道の崩落、そして２０２１年の国道４１１号の斜面崩落など、何度も自然災害に遭っており、今後もどのような災害被害に見舞われるか、人ごとではありません。

そのようなとき、災害時の情報収集は重要であります。以前より町民の方から、避難所になり得る生活館、コミュニティセンターへのＷｉ－Ｆｉの導入のご要望をいただいております。災害時に情報収集がスムーズにいくために必要だという理由です。

以下ご質問させていただきます。

１、現在、無料Ｗｉ－Ｆｉ設備を備えた町の公共施設は何か所ありますでしょうか。

２、そのランニングコストは年間どれぐらいかかっていますでしょうか。

３、避難所として活用される生活館、コミュニティセンターへのＷｉ－Ｆｉ設置のご要望に対する町の見解をお聞かせください。

以上３点です。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目の生活館、コミセンにW i - F i の設置をについてお答えいたします。

1点目の現在、W i - F i 設備を備えた町の公共施設は何か所ありますかについてですが、ご質問の内容から避難所になり得る、そして、町民等の避難者が使えるフリーW i - F i を備える町の公共施設といたしましては、福社会館及び文化会館の2か所ですが、小・中学校3校につきましても避難所として使用する際には、通常、授業用として整備したW i - F i を避難者用に開放することが可能であります。これに加え、東京都との共同施設である水と緑のふれあい館があり、合計で6か所となります。

また、避難所としての位置づけではありませんが、町役場本庁舎及び東京都の施設で町が指定管理者となっております都民の森施設並びに山のふるさと村施設がございます。

2点目のそのランニングコストは年間どれぐらいかかっていますかについてですが、9か所の公共施設のうち、山のふるさと村については東京都が負担しており、これを除いた8か所では年間で180万円を超えるランニングコストとなっております。

3点目の避難所として活用される生活館、コミセンへのW i - F i 設置のご要望に対する町の見解をお聞かせくださいについてですが、現在、町として、各自治会の生活館等へのW i - F i 設置は行っておりませんが、東京都地域防災計画におきましては、全ての避難所において通信環境を確保することを2030年度までの目標としております。

また、同計画の避難所の管理運営体制の整備等において、区市町村の役割の一つとして、避難所では受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やW i - F i アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努めるとしております。

現在、改定作業を進めている奥多摩町地域防災計画におきましては、災害時の通信を確保するために防災行政無線、I P無線機、衛星無線機等を導入済みであり、防災行政無線以外を活用して情報を伝達するため、防災情報のメール配信サービスの導入、その他S N Sの導入を検討するとしており、行政側と地区避難所を含めた各地域間を結ぶ情報提供や情報収集については、一定の通信手段を確保している状況にあります。

しかしながら、大規模災害時には、家族の安否確認や災害状況把握のため通信需要が急増し、広範囲で携帯電話が使用不能となるケースが発生することも想像に難くありません。

近年、N T Tでは災害時にも通信手段を確保するため、固定式の公衆電話の設置を各地で進めており、町内におきましても公共施設をはじめとする各所での設置が見られます。

議員からはW i - F i 設置のご要望に対する町の見解をとのことでありますが、全ての生活館等への導入費用やランニングコストを考えますと、災害時用だけのために整備し、日常的には使わない設備に相応の予算を継続的に投入していくことは現状では難しいものと考えております。

なお、今年度に入り、東京都から町に対して1台であります、スターリンクが配属されました。スターリンクは、数千機もの低軌道衛星を用いた衛星ブロードバンドインターネットのことであり、スターリンクを導入すると、通信環境が整備されていない山間部でも高速・低遅延のインターネット接続が実現いたします。

町といたしましては、こういった東京都の施策や関係機関との連携を図りつつ、財政負担も考慮しながら、災害への備えを進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。ありがとうございます。ランニングコストがかなりかかるということですが、今、最後にご答弁いただいた東京都からスターリンクが配置されたということで、それはW i - F i 機能といいますか、W i - F i を設置しなくても通信が可能になるというような整備なんでしょうか。ちょっと分からなくて教えていただきたいんです。再質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

スターリンクの関係でございます。今年度に入りまして町に1台配属されたという状況でございます。W i - F i の設置なく使えるかというご質問ですけれども、現状としてはダイレクトアクセスといって、W i - F i を通さないと、スターリンクだけでは使えないということです。逆に言うと、W i - F i を設置すればアンテナと同様ですので、低軌道衛星を活用しながら山間部でも使えるというようなものです。

ただ、若干それなりにある程度の一定の大きさ、車でも運べますけれども、重さもありますので、こういった形で使うのがいいのかというところは今後検討していくことになるのかと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） ありがとうございます。やはり住民の方からは再三、W i - F i の設置をして導入してほしいんだということをご意見としていただいております。地震とか台風など、予期せぬ自然災害のときに近くのコミセンなどに公共施設、誰もが利用

できるところに通信環境が整っているということは大切なことだと思うんですけども、まず町の現状等を考えると難しいのかもしれませんが、住民生活の発展、そして、災害時だけじゃなくて、日常的にコミセンでオンラインの会議とか、集会とかができるような環境づくりも必要なのかなというふうに考えます。

コロナ禍のときは本当に動けなくなってしまって、そのときにWi-Fiの設置があればここで会議ができるよねというようなご意見もいただいておりますので、また、私、老人会の会長もしております、老人会の理事会とかに本当に出づらくなっている住民の方もいらっしゃいます。そういうときに身近な生活館やコミセンとかで理事会の開催ができないかなと思いますので、ランニングコストがかかってしまうということは致し方ないんですけど、前向きに考えて捉えて、できれば設置をしていただきたいと思います。絶対に無理ということではないかと思いますが、先日の全協でご説明いただきました地域防災計画の中にWi-Fiという文言は一つもありませんでしたので、これで住民の方が納得されるかどうかというのはちょっと疑問でもあります。そこら辺を再々質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再々質問に対しましてお答えを申し上げます。

コミュニティセンター、生活館へのWi-Fi設置をという中で、災害時のというところから話が始まっておりますけれども、今、再々質問のほうでは日常的にも使えたほうが便利ではないかというような主旨の質問かと存じます。今、具体的には老人会のお話をされております。確かにあれば便利というところは分かるんですけども、ランニングコストのこともありますし、また、実際に生活館の関係、自治会に施設の管理を日常的にお願いしていて、自治会の運営、交付金もそういう意味も含めて出させていただいている中で、お金の問題だけじゃなくて、そういった自治会との調整とかいうこともあります。それから、ランニングコストだけじゃなくて、基本的に携帯回線ではなくて、町の場合ですと、災害時も含めて考えますと光回線が必要ですので、町内めぐらしておりますけれども、要は個別には施設に引込みの工事が必要になるということもございますので、地域防災計画の中に確かにWi-Fiという文言が入っておりませんけれども、地域防災計画で言うところのメインというのは、いかにその通信手段を確保するかということがメインでありますので、先程のスターリンクの部分もそうでしょうし、町と地域を繋ぐという部分については、複数の通信回線を持って、必ず何らかは情報伝達ができるようにということで今進め

ておりますので、そこは一定のご理解をいただいているとは存じますがけれども、生活館の部分については、当初のご質問の趣旨と内容が変わってきてるかなというふうに感じておりますので、老人会という話もありましたので、またそれは防災面と別のセクションの課題もありますので、その辺は今後、役場の内部でも調整させていただいて、その後どういう方向性が出てくるかというところでご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

次に、9番、高橋邦男議員から2問の通告を受理しておりますので、1問目の質問を許可します。高橋議員。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

自分のほうからは2件、最初の質問、1件目なんですけれども、観光ごみの放置対策についてご質問いたします。

町においては、コロナ禍以降の連休中とか夏休み時期などを中心に、バーベキューによる観光ごみ放置が後を絶っていません。地域住民の皆さんにも大変ご迷惑をかけています。特に、奥氷川神社下の河川敷での被害が多く、最近では、小丹波寸庭橋下の河川敷や鳩の巣溪谷においても被害が発生しています。そのため町では、観光ごみ袋の販売とごみの回収、関係諸団体と協力し、マナーアップ強化キャンペーンなどを実施、観光客に対し呼びかけをしてきました。今年は新たに鳩ノ巣駅前においても観光ごみ袋の販売と回収、それからドローン協会の協力でドローンによる監視、呼びかけなどを行っています。

しかし、マナーに訴えるだけでは被害を止めることができない状況であります。町の担当者からも呼びかけには限界があり、河川利用について一定の規則を設けるなど、根本的な解決策が必要であり、河川管理者の東京都とも協議を進め、来年度以降には新たな対策を取りたいというお話もありました。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、今年の夏の時期における観光ごみの放置状況と町の取組の成果と課題について伺います。

2つ目、来年度に向けて観光ごみ放置の根本的な対策としてどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

以上2点よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9 番、高橋邦男議員の一般質問の 1 問目、観光ごみ放置対策についてお答えをいたします。

1 点目の今年の夏の時期における観光ごみの放置状況と町取組の成果と課題はについてですが、河川への観光ごみの置き去りや観光用公衆トイレなどへの不法投棄の問題は、観光地の宿命のように長年の課題となっており、町として対策は講じているものの、根本的な解決に至っていないのが現状であります。

特に、コロナ禍において人混みを避けて奥多摩の大自然の中でキャンプやバーベキューを楽しむ方が増え、一部のマナーを守っていただけない方による河川や住民用のごみ収納庫周辺などへのごみの置き去りが増えたことから、この問題が大きくクローズアップされ、昨年 5 月の新型コロナウイルス感染症法上、5 類移行後も特に昭和橋下の氷川キャンプ場対岸の河原においては、昨年の夏、また、今年の夏と在日の外国籍の方を中心にバーベキューが行われ、ごみの放置が少なからず続いております。

このような状況を踏まえ、観光ごみ対策については、令和 5 年第 1 回町議会定例会において大澤由香里議員から、また、本年第 3 回町議会定例会において伊藤英人議員から一般質問をいただき、更に同じく第 3 回定例会の会期中に開催された議員全員の協議の場においても観光産業課長が出席し、議員皆様から多くのご意見並びにご提言をいただいたところであります。

町といたしましては、ご自分で出したごみは持ち帰るのが原則というスタンスに変わりはありませんが、臭気などを気にされ、電車に持ち込むのをためらう方のため、また、ごみの置き去りや不法投棄の解消を図るため、観光協会と協議の上連携し、令和 3 年 8 月に有料のごみ袋を販売し、回収する観光ごみ対策実証実験を行い、現在、観光協会の事業として実施していただいております。

また、一昨年、令和 4 年から夏のお盆休みの時期に「奥多摩町マナーアップ強化キャンペーン」として、環境省奥多摩自然保護官事務所、奥多摩ビジターセンター、東京都自然保護指導員（都レンジャー）、奥多摩観光協会、クリーンキーパー、町内事業者有志の皆様、町観光産業課職員で氷川溪谷の河原においてごみの持ち帰りのお願い、有料ごみ袋の販売や宿泊テントの設営禁止の周知、そして、置き去りや不法に投棄された観光ごみの回収作業などを行っており、今年度は 8 月 10 日土曜日から 18 日日曜日までの 9 日間実施するとともに、奥多摩ドローン協会へ業務委託の上、スピーカー付ドローンによる多言語でのマナー啓発及び河原の監視を昭和橋のほか、寸庭橋においても昨年度に引き続き実施し

たところであります。

また、今年度の新たな取組といたしましては、鳩ノ巣駅においても沿線まると株式会社、町の地域活動支援センターかもんみーるのほか、近隣の観光事業者の協力を得て観光ごみ袋を販売し、奥多摩駅と同様に、シルバー人材センター会員の方により午後3時から午後7時まで、駅前に臨時的に設置したテントでごみ袋の回収を行ったところであります。

以上のような取組を行ったところではありますが、ごみの放置の状況は、主にマナーアップ強化キャンペーンによる回収では、期間中に1袋600で合計88袋、観光用公衆用トイレ周辺では2tトラック約3台分が放置されておりました。

一方、成果と課題であります。マナーアップ強化キャンペーン期間中の奥多摩駅前でのごみ回収は合計242袋でしたが、鳩ノ巣駅前は直前の実施決定で周知不足もあり、同期間中、合計4袋の状況でありました。

また、3年目となるマナーアップ強化キャンペーン終了後の振り返りにおいて、全体的な印象では、直火でのバーベキューや河原でのごみ回収は減少傾向の認識でありましたが、最終的に集計したところ、同キャンペーン開始当初の2年前の1日当たりの件数と比較いたしますと、直火では1日平均5件増の12件、ごみの回収は同じく1日平均3袋増の8袋の状況でありました。

これらの要因として8月11日の山の日を挟む3連休は、同月8日から1週間発表されていた南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震注意）や連日の猛暑の影響も相まって、海ではなく川へ涼を求める来町者、特に在日の東南アジア系の外国籍の方が多数押し寄せ、特に最終日の8月12日には1日だけで延べ約650名の方が、昭和橋下の河原に降り、グループの半数近く約35のグループが直火でのバーベキューを行っていましたが、ごみの持ち帰りや奥多摩駅前でのごみの回収への呼びかけに対しては、大きなトラブルもなく応じていただけた状況でありました。

次に、2点目の来年度に向けて観光ごみ放置の根本的な対策としてどのようなことを考えていますかについてですが、今年の夏の課題として、マナーアップ強化キャンペーンを中心としたマナー向上の多言語による周知啓発は一定の効果があるものの、その限界も認識せざるを得ない状況であることも事実であります。

特に、昭和橋下の氷川キャンプ場対岸の河原について、臨時的なバーベキュー施設に位置づけ、例えば衛生協力金として有料化し、ごみの回収を行う方法を検討しておりましたが、今年8月の台風7号の大雨の影響を受け、日原川の増水と多摩川は小河内ダムの放水に伴う増水で河川の形状が大きく変化し、多摩川左岸に広がっていた河原は日原川の流れ

により現状は中州が広がっている状況であります。

このような状況を踏まえ、河川管理者であります東京都建設局西多摩建設事務所との協議において河原の形状が流動的であること、また、中州でのバーベキューは増水時の危険が大きいことなどの要因から、現状、新たな河川占用の手続は難しいとの見解をいただいております。

その一方、マナーアップ強化キャンペーンにおける環境省奥多摩自然保護官事務所をはじめとする関係機関との意見交換において、秩父多摩甲斐国立公園に包含される河原の保全のため、場所に依じて直火禁止や場所によってはバーベキュー禁止など一定の規制が必要ではないかとの意見を踏まえ、特に、ＪＲ青梅線の駅からの徒歩圏内として昭和橋下の氷川キャンプ場対岸の河原のほか、鳩の巣溪谷においても例年スペースは少ないながらもバーベキューごみの放置が続いていること、岩場で大変危険であり、毎年のように水難事故も発生していること、何より鳩の巣溪谷の景観保全の観点から、今後、町といたしましては、まず鳩の巣溪谷を一定の規制対象とすることを視野に入れ、所管課である観光産業課を中心として具体的に検討し、引き続き河川管理者との協議や町内の関係機関との意見交換を重ね、根本的な解決の糸口を見いだしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、質問の途中でありますが、暫時休憩としたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。ということで皆さんご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後１時から再開します。

午後０時００分休憩

午後１時００分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋邦男議員の再質問からはじめたいと思います。再質問ありますか。高橋議員。

○９番（高橋 邦男君） では、再質問からお願いします。

先程答弁ありがとうございました。町も観光ごみ放置対策については大変ご苦労されていると思います。本当にご苦労さまです。来年度に向けていろいろ検討、協議をして、何か対策を考えているということで、お願いしたいと思います。

それで再質問なんですけど、先程の答弁の中にもあったし、自分からも言っているんですけど、マナーに訴えるという部分は確かに限界があることはあるんですが、ただ、マナーに訴えるという部分でいろいろ工夫をしていただきたいなということで、例えば５月の

連休中とか、8月の山の日近辺、或いは9月の連休中なんかもあると思うんですけど、何か何とかキャンペーンというか、そういう大々的に町がこれだけ観光ごみ放置に対して取り組んでいるんだよ、或いはごみを出さないようにしてくださいという訴えを、例えば奥多摩駅の駅前であるとか、あと車で来る方も多いで、町営駐車場とかで、町だけでなく観光協会、或いは商店街の人、或いは住民の人に応援していただいて、大勢で観光客の方をお願いするというキャンペーンをやってもいいのかなというふうに思っています。

確かに外国人の方も非常に多いで、多言語というんですか、日本語だけで通じるかどうかかわからないんですけど、でも、やるだけやったほうがいいかなというんで、その辺どう考えているか。マナーに訴えるという部分、自分が今言ったことに対してもそうですけど、町として何か考えていることがあれば一緒に答えてほしいと思います。

それともう一つは、やっぱりごみの持ち帰りというのは難しいと思うんですね。電車、或いは車で来た方も確かに難しいと思います。ですから、有料化ということを前提に考えたほうがいいかなというふうに思っています。

その一つとしてごみ袋の配布方法ですかね。今年、鳩ノ巣駅前でやっていただきました。3時頃から7時頃ですか、シルバーの方にやっていただいたんですけど、あそこまでごみを持ってくる人は、はっきり言っていません。やはり河川敷のところか、鳩の巣溪谷のところか、或いはそこから上がってきて旧道の部分があるんです。鳩の巣荘から上がってきたところ、あの辺で販売するとかしないちょっと難しいかなというふうに思っています。

それと、ごみ袋の値段も今、1枚100円ですか。1枚100円だったかな。200円。ということで、自分も鳩ノ巣駅前でたまたま「ごみ袋幾らですか」というお客さんがいて、200円でしたっけ。「じゃ、いいです」と言われたのを思い出しましたが、ですから値段をもうちょっと下げてもいいのかなと思います。

確かに我々の家庭ごみ袋の一番大きいのが10枚で幾らですか、600円。670円ということで1枚当たり67円ですからね。それから比べれば100円でもいいのかなというふうに思っています。

ということで、質問としてはマナーに訴える部分について町はどう考えているか。あと、ごみ袋の有料化に関して、ちょっと質問がはっきりしないかもしれませんが、答えられる範囲でお願いします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 9番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、マナーに訴えるというところの中で、来年度そのキャンペーンを大々的に実施、検討できないかというご質問でございました。町長からの答弁のとおり、町では8月のお盆の時期にマナーアップ強化キャンペーンということで、これまで3年にわたって実施をしたところでございます。今年度については、約10の関係団体の皆様のご協力をいただき、期間中、延べ30名近い方にご協力いただいたところでございます。中には奥多摩駅前で商売をされている事業者の方がボランティア的な形で参加もいただいているところでございます。具体的には、わさびブラザーズの角井様でありましたり、トレックリングの沼倉様にもご協力いただいているところでございます。

高橋議員からは、更に住民の方も含めて大勢でできないかというご質問でございます。来年度に向けてという中で、やはり、同時でマナーに訴えていくところは、多言語も含めて継続して実施していきたいというふうに所管課としては考えておりますので、そういった中で、周知啓発というところで、やはりPR、広まっていかなければなりませんので、プレスリリースもしながら、報道機関にも取材をいただくような形で、例えば8月の前、5月の連休で実施するか、もしくは8月の入り口のところで実施をするか、その際には関係の事業者に限らず住民の方にも声かけをさせていただくか等も含めて具体的に検討してまいりたいと思いますので、ご提言ありがとうございます。

次に、再質問の2点目でございます。持ちかえりについて有料のごみ袋についてご質問いただきました。今回、鳩ノ巣駅前で実施をしたところでございますけれども、町長からの答弁のとおり、今回、1週間前の直前にごみ袋の販売の体制を取りまして、回収についてはシルバー人材センターの方をお願いするという形で、主には沿線まるとの鳩ノ巣駅のラボのところでの販売と地域活動支援センターのかもんみーるさんのご協力と、どうしても販売できない日については、観光協会の事業所である会長の営業されている山鳩さんであったり、あと雲仙屋さんで販売をしていただいたというところでございます。

周知不足のところと、あとは議員ご指摘のとおり、駅前ではなくて、鳩の巣溪谷から駅に至るところ、特に旧道のところでも放置されているような状況がありますので、来年の実施に向けては回収の場所等も含めて、今年度の状況を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

一方で、ごみの袋の代金でございますが、実は、今年の5月の連休中には一度1袋500円というような形で販売をしたところなんですけど、やはり高いということでなかなか販売に繋がらず、200円に戻した経緯がございます。

奥多摩駅前ではかなり効果があったというところでもありますので、更に安価にするかに

については、引き続きの検討課題という形とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） ありません。

○議長（小峰 陽一君） それでは、次に2問目の質問を許可します。

○9番（高橋 邦男君） どうもありがとうございました。続いて、2問目の質問をしたいと思います。旧古里中学校の維持管理についてであります。

平成27年3月閉校となった旧古里中学校は、現在、町が株式会社ジェリーフィッシュと賃貸借契約を結んで、校舎附属建物を含む校舎とその敷地及び敷地内の通路は町が貸し出しています。校庭や体育館については町が管理していますが、駐車場と通路部分は共有区域となっています。

町が管理している校庭については、町内の各種団体を中心に、グラウンドゴルフやゲートボール等で利用され、体育館についても町民の方をはじめ、町外の団体の方も利用しているようです。

ところで、校庭の草や植え込みの手入れなどは、シルバー人材センターの方が行っていますが、余りにも広大な敷地のため、とても作業が大変なようです。また、池の周りの草も茂り、校庭の隅にある倉庫の屋根も傷み、外の時計も止まっているというような状況であります。

ただ、校舎内の維持管理状況については把握できませんが、このままでは、かつての古里中学校も荒れ果ててしまうのではないかと心配しています。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目、校庭の草や敷地内の植え込みの手入れの維持管理体制はどうなっていますか。

2つ目、町の管理部分と共有区域の維持管理に対する町の考えをお教えてください。

3つ目、株式会社ジェリーフィッシュが管理している部分の維持管理について町はどの程度把握していますか。

以上3点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の旧古里中学校の維持管理についてにお答えいたします。

1点目の校庭の草や敷地内の植え込みの手入れの維持管理体制はについてですが、川井スポーツ・コミュニティ施設として町が管理している校庭の草及び敷地内の植え込み部分

についての維持管理は、シルバー人材センターと町との間において川井スポーツ・コミュニティ施設維持管理業務委託を締結し、施設受付管理業務、夜間管理業務並びに敷地内清掃及び除草業務を委託しております。敷地内清掃及び除草業務につきましては、3月から11月の9か月間で45回、月平均にして5回の想定で1日2人体制で作業をお願いしております。

なお、町管理区域以外の草や植え込みの手入れにつきましては、株式会社ジェリーフィッシュが維持管理をしております。

次に、2点目の駐車場や通路部分の維持管理に対する町の考えはについてですが、敷地内の駐車場及び通路につきましては、株式会社ジェリーフィッシュが行う事業を利用される方及び校庭や体育館などの川井スポーツ・コミュニティ施設を利用される方の双方が使用するため、共有部分として整理しております。

賃貸借契約上の取決めでは、敷地内の駐車場及び敷地内通路は共有で使用し、改修が必要になった場合は町の責任と使用負担において行うものとしており、共有部分の管理については、株式会社ジェリーフィッシュにおいて善良なる管理者の注意義務をもって維持管理に努めるものとしております。

次に、3点目の株式会社ジェリーフィッシュの管理部分の維持管理について、町はどの程度把握していますかについてですが、株式会社ジェリーフィッシュの管理部分につきましては、日常の清掃や施設・設備の保守点検などの維持管理は、株式会社ジェリーフィッシュの責任においてお願いしており、維持管理上で疑義が生じた場合は、町と株式会社ジェリーフィッシュとの間で協議を行い、決めることとしております。

また、管理する部分において株式会社ジェリーフィッシュの責めに帰すべき理由によって毀損した場合の必要な修理は、町の指示に従い、株式会社ジェリーフィッシュの費用負担において行うものとしております。

ご質問の町はどの程度把握していますかにつきましては、担当の企画財政課に確認しましたところ、維持管理についての具体的な報告までは求めているため、詳細は把握できていないとのことですが、毎月の電気量の確認で現地に行った際などを利用して情報交換を行っているとのことであります。

旧古里中学校の管理等につきましては、高橋議員も議会選出の監査委員としてご出席いただいております例月出納検査においてもご指摘をいただいておりますので、私から企画財政課へ株式会社ジェリーフィッシュと情報共有を図り、管理体制について確認を行うよう指示いたしましたので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。自分も結構グラウンドゴルフの練習とか大会でよく旧古里中学校校庭を使わせていただいている人間なんですけど、そこでいろいろ気づいたことということで質問させていただきました。

特に、校庭の草とか植え込みです。特に植え込みは、行った方は分かると思うんですけど、西側の山のほう、山斜面のどこ、あそこは傾斜がある関係で足場が非常に悪いところなんです。たまたま行ったときに、シルバーの方2名で作業をやっていました。1日いたんですけど、やっぱり足場が悪いせいか、なかなか大変な作業をされていて、もしかしてけがでもされるとあれですから、その辺を町としてももうちょっと、業務提携を結んでいると思うんですけど、それとは別に、年に何回か、特別に植え込みの手入れということで、シルバーの方にやっていただければ費用的にも非常に助かるんで、その辺の契約なんかも別個で設けることができないかどうか。

それとあわせてスロープの部分、町道から上がっていくスロープも結構長いんです。距離があってその周りの植え込みも結構あります。あの辺の作業についても結構手間がかかることがあるんで、その辺も含めて、町として考えてほしいなと思うんですけど、町の取組、これからのことをお聞かせください。

それともう一点は、ジェリーフィッシュの管理している部分、特に校舎、我々は、日本語学校のときは中に入りましたが、それ以降は入っていません。どうなっているかというのが非常に気になるんですね。やはり建物自体が非常に大きいですし、広いですから、あそこを毎日きれいに保つというのは大変なことだと思うんですけど、本当にジェリーフィッシュの方たちがやっていただいているのかどうか、町はそれをしっかり把握すべきだと思うんですね。その辺、水道料金の点検とか、そういうことで訪れると思うんですけど、町の職員の方もぜひ定期的の中へ入って点検という、表向きはそういうあれでなくてもいいですけど、中に入って様子を把握するというのは必要ではないかなというふうに思っています。その辺どう考えているか。

それに合わせて、校庭で活動しているときにトイレが体育館のほうまで行くようになっているんですね。実は、建物の校庭寄りに外から入れるトイレがあるんですけど、あそこはジェリーフィッシュが管理している部分だからということで施錠してあります。だから、あの辺も外で町民の方が利用できるときに使わせてもらえればすぐ近くでいいんですよね。その辺について町の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 9 番、高橋議員さんのご質問にお答えします。

1 点目のご質問で、校庭の植え込みのところの作業が危険なので、別の業者等に頼めな
いかというお話です。こちらなかなか急傾斜なところもありまして、危険なところもござ
います。シルバー人材センターのほうと、もちろん協議いたしますけども、実際、登計原
の登っていくところの左側の石垣の上等かなり高いところがありまして、以前シルバーさ
んのほうに委託していたんですけども、ちょっと危険ということで今、おくたま地域振興
財団のほうに委託していたりもしますので、その辺のところ両者と協議をしながら検討し
ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 高橋議員の再質問の 2 点目、入り口スロープ、非常に
長いということで、植え込みの部分の作業も含めてということでございます。こちらの部
分につきましては、通路の部分は共有部分という位置づけ、また、通路の上側の植え込み
の部分というのは、ジェリーフィッシュの管理部分というところになっておりまして、こ
ちらは通路も含めて先程の町長の答弁にございましたけれども、ジェリーフィッシュのほ
うで管理をしていただいているという認識であります。

先日も先程の電気量の確認に職員が行ったときに、通路の部分、今ちょうど葉っぱが落
ちて結構汚れているのかなというところもあったんですが、確認していただいたら結構き
れいに掃除をしていただいて、通行にもそれ程問題ないような状況が見受けられておりま
す。

ただ、やはり結構植え込みの部分、広い部分ございますので、時期によっては、やはり
見た感じが草が生い茂っているような部分がある可能性もございますので、この辺りはま
たジェリーフィッシュ側と話合いのほうをして、どう管理していくかというところを含め
て検討していきたいと思っております。

3 点目のご質問の校舎の中の維持管理ということで、これは当然事業をやられているの
で、中はジェリーフィッシュのほうできれいに清掃等して保っているという状況でござい
ます。

議員のほうからも最近、校舎の中に入っていないので状況が分からないというようなお
話もございました。先日も東京都の検査がございまして、東京都の職員の方を校舎の中
にご案内したということもございますので、そういった中の視察という部分でご希望があ

れば、その辺り調整をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、職員のほうで定期的の中のほうも入って点検をしたらどうかというところがございます。こちらにつきましては町長の先程の答弁の中でも、町のほうでもしっかりと状況を把握する必要があるということで、企画財政課のほうに指示がございましたので、私も4月に異動して、担当のほうには任せているところがあったんですけども、実際、社長ともお話し合いを持つ機会も今まで設けておりませんでしたので、先日、社長のほうに担当経由で連絡をさせていただいて、一度しっかりと町側とジェリーフィッシュ側とお話し合いを持つ場を設けて、今後定期的に、先程高橋議員がおっしゃられたとおり、中の状況も含めて町がしっかりと把握できるような形で話し合いの場を持ちたいなと思っておりますので、その部分については今後、検討してまいりたいと存じます。

最後、校舎を利用をしたときにトイレがちょっと遠くて、校舎側にあるトイレを使えないかというお話がございました。この辺りの部分についてはジェリーフィッシュのほうの事業の関係も、お客さんが入っているときの状況もございますので、先程申し上げました打合せの場等も今後予定しておりますので、そこにつきましては、実現できるかどうかお約束はできませんけれども、こういうお話があったということで伝えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。

○9番（高橋 邦男君） 特にありません。どうもありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 9番、高橋議員の質問は終わりました。

次に、8番、宮野亨議員の一般質問を行います。8番、宮野議員。

〔8番 宮野 亨君 登壇〕

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

大規模噴火降灰対策について。

令和2年4月、国土交通省は、「大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」を発表しました。また、東京都も令和5年度に富士山噴火降灰対策検討会を設置し、降灰対策の検討を重ね、令和6年7月25日、東京都地域防災計画（火山編）修正方針（案）を明らかにしています。

富士山の最後の噴火である宝永噴火は、推定マグニチュード8.6とされる国内最大級の宝永地震の49日後に発生、噴火は約2週間続いたとされ、連動して起きた可能性が指摘さ

れています。それ以降 300 年余り平穏を保っている富士山ですが、30 年以内に発生する率が 70 から 80%とされる南海トラフ巨大地震と再び連動して噴火する可能性が危惧されています。

活動火山対策特別措置法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日に文部科学省に火山調査研究推進本部が設置されました。この本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進することにより、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山調査研究を一元的に推進していくものであります。

地震防災では約 30 年前に同様の組織ができていますが、火山防災は周回遅れという意見もあり、国も自治体もその対策を急ぐ必要があると思います。

住民意識の向上として、町としての具体的な対策、備えについて質問いたします。

1 番目に、電力、上下水道、通信等のライフラインが影響を受けた場合の対策。

2 番目に、住民への周知として降灰対策の具体的なマニュアル作成（情報の見える化）。

3 番目に、除灰作業に必要な降灰処理専用袋やゴーグル、特殊マスク等の備蓄の検討はいかがか。

よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8 番、宮野亨議員の一般質問、大規模噴火降灰対策についてお答えをいたします。

1 点目の電力、上下水道、通信等のライフラインが影響を受けた場合の対策についてですが、現在、町では 11 月 28 日の議会全員協議会におきましてご説明させていただきましたとおり、地域防災計画の改定作業を進めております。

今回の改定につきましては、東京都が 10 年ぶりに見直しを行った首都直下地震等による東京の被害想定が令和 4 年度に公表されたことによる理由が主たるものとなりますが、富士山噴火による降灰につきましても新たに災害として位置づけを行いました。

この改定計画の中で、ライフライン施設の応急対策として項目を設けており、電力施設については東京電力パワーグリッドが、上水道施設については東京都水道局が、下水道施設については町が、通信施設については各通信事業者がそれぞれ被害箇所の調査と応急を含めた復旧を実施することとしております。

なお、この対策は、噴火に伴う降灰に特化したものではありませんが、対応を行う基本的スタンスは変わらないものと承知しております。

2点目の住民への周知として降灰対策の具体的なマニュアル作成（情報の見える化）についてですが、現在、地域防災計画の改定作業を進めている状況の中、具体的なマニュアルの作成については今後の検討ということになります。改定計画では、第3編「風水害等対策編」、第4部「火山災害対策」、第1章「火山情報の収集・報告」として項目を設けており、気象庁から発表される降灰予報により町は情報収集を行うとともに、降灰を覚知した場合には降灰状況を調査し、東京都を通じて気象庁に報告することとしております。

また、降灰による被害の発生に際しては、被害状況等を迅速、的確に把握し、東京都をはじめとする関係機関に報告することと住民への周知につきましては、降灰に関する重要な情報について周知することとしております。

そして、第2章「降灰への対策」では、第1節「火山灰の収集・処分」で、土地の所有者や道路管理者並びに関係機関の役割や対応を定め、第2節「住民相談」で町が相談窓口を開設し、相談対応すること、そして、第3節「避難対策」で、住民への外出を控えることの呼びかけや避難指示等について町の対応を定めております。

なお、公表されております富士山ハザードマップによりますと、町では数cm程度の降灰が予想されており、改定計画では降灰の厚さやライフライン被害の有無等に応じて避難等の判断基準を定めておりますが、詳細につきましては議会全員協議会でお示しいたしました改定計画をご確認いただきたいと存じます。

3点目の除灰作業に必要な降灰処理専用袋やゴーグル、特殊マスク等の備蓄の検討についてですが、改定計画では個々の装備品等に関する事項までは載せてございません。しかしながら、東京都では大規模噴火降灰対応指針の中で、議員がおっしゃる部分について、目指すべき到達目標7つのうちの一つとして、降灰に備えた備蓄の促進を位置づけておりますことから、今後、都の動向に注視しつつ、連携を図ってまいりたいと考えます。

議員からは本年第2回町議会定例会で、地震など災害時のトイレについての一般質問をいただき、私から答弁をさせていただきました。引き続き町といたしましても住民の安全・安心を確保していくため、東京都をはじめとする関係機関と連携し、住民意識の向上に資するよう、災害への備え及び対策を進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。噴火でも地震でもそうなんですけど、これいつ起こるかわからない。だからといって余り用意だけしたって、ゴーグルや何かにしたって耐用年数もあることだし、そのタイミングなんか誰もわからないことなんで、ただ、住民の方にも周知していただくことは大事なかなと思います。

それに、この間の 28 日の防災計画のほうに載っていますけど、奥多摩町は 5 cm と 2 cm のちょうど両方に円を描くような形で一応書かれております。あれも、こんなこと言っでは申し訳ないですけど、その時期、いろんな風方向によってはどうなるか分からない。だけど、一応ああいう形で出ていますんで、住民にも火山灰の恐ろしさについて一応知っていただくことが必要かなと思いましたんで、そのところで分かりやすいマップなんかをいつのタイミングいいときに出していただけないか、そのところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 8 番、宮野議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

大規模噴火の降灰対策という中での再質問でございます。住民周知ということで大切なことであり、そのタイミングをどのように考えているかというようなご質問と捉えております。

先日の 11 月 28 日の全員協議会の中でも申し上げている部分もございますけれども、地域防災計画本編については 166 ページというようなことで、かなり厚いものですので、なかなか一般の住民の方がお目通ししにくいという部分もある中で、4 月に入りましたら概要版の配布も行っていくという中で、6 番、澤本議員からも自らの命は自ら守るというようなことも載せてもらうようにというふうなお話もいただいております。今回、位置づけとしては噴火の部分も追加ということで、災害の位置づけをさせていただいております。そういった中で、概要版の中でも触れられる状況であれば、そういうところも触れていきたいと思っております。

また、今月 12 月の広報おくたまの 8 ページのほうも「ご家庭での防災備蓄は十分ですか？」というふうなことで、これについては備蓄ということで、噴火に特化したものではないですけども、先程も降灰が続いている中ではなかなか外へ出られないということもあるでしょうし、こういうことも噴火対策に備えるという意味では繋がるのかなというふうにも考えておりますけれども、いずれにしても住民にそういった意識を持っていただくということは大切でございますので、よりよい周知の方法を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 降灰対策というのはここで非常に注意を喚起するようというところでございますが、実際に富士山の麓へ行って灰を集めてきて、水に浸った場合どのくらいの重さになるのかというふうなことを調べた業者さんもありますけれども、たとえ議員

おっしゃったように2 cmでも5 cmでも、その後すぐ雨が降って屋根に堆積した場合どうなるのかと、そういうふうなことも我々もそろそろ認識して、議員おっしゃるように、住民皆様にそういう危険性もあるんだよということを、危機意識を余りあおるんでなくて情報として伝えることも今後必要かなというふうに思っております。ご理解ください。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。

○8番（宮野 亨君） 再質問ではございません。国に対してざっくりとした表示が多いと思うんで、都と連携してもっと住民は細かい部分も知りたいんだよということを、またいいタイミングで都のほうに言っていただくとありがたいです。

今、町長答弁いただいたように、逆に灰を見つけてきて、持ってきて皆さんに見せるのもありかなと思っておりますんで、個人で集められているようであれば、その形の情報を提示していきたいと思います。

ご答弁ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、2番、伊藤英人議員より3問の通告を受けておりますので、1問目の質問を許可します。伊藤議員。

〔2番 伊藤 英人君 登壇〕

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

こども計画策定について。

奥多摩町こども計画の策定が予定されております。策定に当たっては子ども本人や保護者に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行い、子どもたちの意見が反映されるよう配慮されております。ニーズ調査の結果を踏まえ、住民委員会を含む子ども・子育て会議での検討後、こども計画の素案の作成、計画案への意見公募（パブリック・コメント）を経て、こども計画の最終案が作成されます。

以下伺います。

①子どもや保護者等の意見聴取、意見表明の機会について、今後、パブリック・コメント実施のほかに予定はありませんでしょうか。また、パブリック・コメント等の告知と募集はどのような方法を予定しているのでしょうか。

②子どもや保護者等のニーズが計画にどれだけ反映されているかを判断するためには、ニーズ調査の結果の閲覧が必要と考えます。遅くともパブリック・コメントの実施までには調査結果のホームページ等での公開が必要と考えますが、町の所感はいかがでしょう。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 番、伊藤英人議員の一般質問の 1 問目、こども計画の策定についてお答えをいたします。

1 点目の子どもや保護者等の意見聴取、意見表明の機会について、今後、パブリック・コメント実施のほかには予定はないか、また、パブリック・コメント等の告知と募集はどのような方法を予定しているかについてですが、こども計画策定につきましては、こども大綱に掲げられる「子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく」という基本方針を踏まえ、子ども・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用規模、子育て中の保護者の現状や中学生、若者等の意見を計画に反映させるためにアンケート調査を実施いたしました。

こども計画案につきましては、令和 7 年 1 月に広報おくたま、町ホームページでパブリック・コメントの実施を周知するとともに、正確な意見を記録するため、役場住民課、保健福祉センター及び子ども家庭支援センターで調査結果を備え置く閲覧方式による提出方法と町ホームページから専用フォームでの提出方法を予定しております。

また、子ども、若者が社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものでもありますので、今後、町でも意見形成の支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを整備してまいります。

2 点目の子どもや保護者等のニーズが計画にどれだけ反映されているか判断するためには、ニーズ調査の結果の閲覧が必要と考える、遅くともパブリック・コメントの実施までには、調査結果のホームページ等での公開が必要と考えるが、町の所感はについてですが、こども計画の策定につきましては、子ども・子育て会議において完成に向け、議論をいただいております。

アンケート調査につきましては、子ども・若者の意識調査、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など、様々な調査項目について実施し、アンケートの回答率は、保護者調査が 56.3%、中学生調査が 80.0%、若者調査が 36.0% となっております。

議員ご指摘のとおり、今回のアンケート調査でいただきましたご意見は、計画策定について、また、今後の子育て施策について住民皆様からいただいた貴重な声と認識しております。

ニーズ調査結果の公開につきましては、今後、子ども・子育て会議で委員皆様にお諮りし、その後、年内にホームページに掲載したいと考えておりますので、ご理解をお願いい

たします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございました。今後、パブリック・コメントを来年の1月の予定で実施するということで了解いたしました。その際には年内をめどに調査結果の公表をホームページ上でも行うということで、ありがとうございます。

自分もアンケートの回答者の一人として参加していたんですけども、やはり調査結果のフィードバック的なものがないというのは、何だか肩透かしを食らってしまうような感じがしまして、特に、中学生回答率が非常に高かったというのがありまして、再質問としては、そういったことも大綱の中でも対話の重要性、意見を反映するに当たって、当事者との対話の必要性があるというのがありましたけれども、そういった保護者、中学生、高校生などの若者との対話というか、途中経過を含めたコミュニケーションの機会というのは今後こういったものがあるのか。つまり、自分たちがまちづくりに参加しているのだという手応えを感じられるような機会はこれからパブリック・コメントが1月に行われるまでの間で何か予定はありますでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

質問としては、子どもさんとの対話の必要性ということで、パブリック・コメントまでにそういったものもあるのかということでございますけれども、先程町長の答弁にあったように、この12月にニーズ調査の結果を公開する予定であります。また、子ども・子育て会議の中で、その議論もいただきながら、次の1月に皆様からパブリック・コメントということでご意見をいただく予定でありますけれども、1月までの間に対話の機会を設けるかどうかという点については、今のところ設けるというような予定はありませんけれども、ただ、ニーズ調査の結果であったり、そういうものをホームページで公開しながら、パブリック・コメントでもまた意見をいただくということで、特に対話ということでは予定はございませんけれども、そういうお話もあったということでは委員会の中でもご発言というか、私のほうからも議員からあったということでお伝えさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。伊藤委員。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。質問はしませんが、注釈として、対話といっても対面してお話をするような機会をつくるというお話ではなくて、例えばパ

ブリック・コメントがいついつからありますよといった通知をアンケートの対象者に対して個別というか、出していく。パブリック・コメントは町民全体というか、ホームページなどで町民以外にも広く募るわけですが、今回のニーズ調査の対象者に対しては、たしか自分の記憶では、このニーズ調査を実施した後は、はがき 1 枚でお礼の通知が来たと思うんですけども、そういった形でもいいと思いますので、パブリック・コメントをこれから実施しますという通知とか、回収率はこれぐらいでしたよという報告などを通知していただく、その程度でいいかと思いますので、こういった対話、キャッチボールを重ねていくことで今後のアンケートの回収率とか上がっていくと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 1 問目の質問は終了でよろしいですか。

次に、2 問目の質問を許可します。伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） 地方版総合戦略、地域再生計画、企業版ふるさと納税等について。

地方版総合戦略を構成する「奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、町の基本目標と重点課題を示しています。地元企業をはじめとする様々な民間事業者による地域振興への取組は、この戦略の成果と言えます。

近年では J R 東日本グループや野村不動産グループといった町外の企業が町内で先進的な事業を開始しており、その事業内容は、空家・空店舗・町有地・町有財産の活用、地場産品のブランド化、6 次産業化、木質資源の活用など、総合戦略の施策と合致するものもあり、今後の展開が期待されます。

また、総合戦略を基に作成される地域再生計画に対しては、国からの交付金措置が期待でき、奥多摩町ではかつて交付実績もあります。

以下伺います。

①地域課題解決に向け、第 3 期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略等（地方版総合戦略）策定と新たな地域再生計画作成の予定はございますでしょうか。

②東京都内の企業が都内自治体に地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用することは、東京都全体の利益となり、推進すべき取組と考えます。奥多摩町での企業版ふるさと納税の導入について考えはいかがでしょうか。

③個人向けのふるさと納税の寄附金額が令和 5 年度で 1,000 万円を超えました。ふるさと納税寄附金収入の更なる増額に向けた取組はいかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の地方版総合戦略、地域再生計画、企業版ふるさと納税等についてお答えをいたします。

1点目の地域課題解決に向け、第3期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略等（地方版総合戦略）策定と新たな地域再生計画の作成の予定は及び2点目の奥多摩町での企業版ふるさと納税の導入はにつきましては、関連性もございますので、併せてお答えいたします。

町では、第5期奥多摩町長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生法に基づき、町の人口の将来展望を示した奥多摩町人口ビジョンとその実現のために必要な施策を取りまとめた奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年3月に策定し、その後、令和2年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第5期長期総合計画の計画期間の終期と同じことから、現在、策定を進めております第6期長期総合計画において人口ビジョンも併せ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画となるよう検討しております。

その理由といたしましては、基本計画の方向性と総合戦略の目的が合致すること、総合戦略をつくる場合は、基本計画との整合性が必要となること及び重なる部分の多い2つの計画を一つにすることで、職員をはじめ住民皆様にも分かりやすい計画となることなどのメリットがあると考えております。

また、地域再生計画につきましては、議員からのご質問にございましたとおり、町におきましても過去には、公共下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備等を目的として、污水处理施設整備交付金を活用するため、地域再生計画を策定した経緯がございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた地域再生計画を策定し、国の認定を受けることにより、地方公共団体の自主的・自立的な事業に対し、デジタル田園都市国家構想交付金や企業版ふるさと納税などの様々な支援措置メニューの活用が図れることから、今後の町の事業展開を見据え、また、財源確保の観点からも計画の策定について研究・検討をしてまいります。

なお、現状の企業版ふるさと納税の期限につきましては、2024年が最終年度となり、現在、国において5年間延長する方向で議論されており、2025年度税制改正大綱に盛り込む

検討が進められておりますので、今後の国の動向に注視し、研究をしてまいります。

次に、3点目の個人向けのふるさと納税の寄附金額が令和5年度で1,000万円を超えた。ふるさと納税寄附金収入の更なる増額に向けた取組はについてですが、議員からは、過去の議会においてもふるさと納税についてのご提言をいただいております、町の自主財源不足や今後の町財政に対する懸念が示されているものと捉えております。

ご承知のように、町の歳入の最も大きな自主財源である町税は漸減しており、依然として国や東京都に多くの財源を依存している状況に変わりはなく、自主財源の確保は今後の町財政にとって重要な課題であります。

町のふるさと納税寄附金につきまして、議員からお話ございましたとおり、令和5年度の収入として1,100万円を超える多くの温かいご寄附をいただきました。この要因としたしましては、令和4年11月からふるさと納税ポータルサイトへ登録を行ったことや令和5年度にふるさと納税返礼品選定及び取扱基準の策定を行い、町ホームページによる公募を実施し、町の魅力ある商品やサービスを追加したことなどによるものと考えております。

しかしながら、国からは、ふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう返礼品の調達に係る費用のほか、発送に係る費用や人件費を含めた事務的な費用の合計を寄附金額の50%以下とする基準が定められ、その内容も年々厳しくなっており、町における令和6年10月から1年間のふるさと納税寄附見込額に占める割合は49.9%と見込んでおります。

ご質問のふるさと納税寄附金収入の更なる増額に向けた取組はにつきましては、町の魅力ある商品やサービスの掘り起こしを行うため、今年度中に町ホームページ等を活用した公募やPRを予定するとともに、先程申し上げました国の基準を遵守しながら、ふるさと納税寄附金の増額に向けた取組を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中ですが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時15分から再開します。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤英人議員、再質問ありますか。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 再質問をお願いします。確認のため、再質問を2つほど伺い

したいと思います。

まず1つ目が①のほうで、総合戦略の第3期策定についてと第6期長期総合計画の部分の関係性について、すみませんが、もう一度ご説明をお願いします。イメージとしては、自分の3問目の質問が地球温暖化対策実行計画というのがあるんですけど、これが環境基本計画と一体化しているというつくり方をしているのと同じようなイメージなのかなと思うんですけども、この辺の説明をもう一度お願いします。

2つ目の質問としては③がふるさと納税のお話で、返礼品の充実というか公募に関してという取組の例を回答いただきましたけれども、今はもう12月に入っておりますけれども、例えば12月に入ってしまうと、観光客の方というのは減ってしまうという傾向が奥多摩町にはあるかとは思いますが、それよりも観光客が多いような時期に奥多摩駅前の広場で、観光客の方向けにふるさと納税の説明会を行うようなキャンペーンというか、ブースのようなものを出展するとか、少なくともそういう分かりやすく説明するための資料とかを作成して、そういったふるさと納税のPRに備えるといった取組とかそういったものはできないかな、検討していただけないかなという点と、今は12月ですので、この12月中の何か検討案取組というのはないかどうかという3点になってしまいますけれども、何かありませんでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

1点目の総合戦略と第6期長期総合計画の関連性ということで、もう一度お話をということです。先程町長の答弁にありましたとおり、計画期間の周期がちょうど一緒というところで、幾つか近隣の自治体も含めてなんですけれども、長期総合計画の中に総合戦略を包含した形で作成しているところが調べていたら出ておりました。やはり同じ時期に2つ違うものをつくるというよりは、長期総合計画の中に包含する形で、人口ビジョンを含めてということで、先程町長の答弁に入れさせていただいておりますけれども、その中で長期総合計画と総合戦略の関係性もこういうふうに見える形で策定したほうが実際、ご覧になる方にとっては非常に分かりやすい計画になるのかなというところで、ほかの自治体の参考に今、包含する形で計画策定を進めているという状況でございます。具体的なイメージというところは今策定中でございますので、分かりやすくなるように検討していきたいと思っています。

次に、返礼品の関係で、もうちょっとPRを11月、12月の寄附が増える時期の前に、

例えば駅前とかでPR活動を行って寄附額を増やすような取組ができないかというようなお話かと思います。

現状、それほど表立って、ふるさと納税に特化したPRというのは、実際に駅前だとか、何かのイベントのときに実施しているというのはやっておりません。先日、私も行ったんですけれども、11月にバテレのビアフェスが実はあって、そのときに、そういうときにやはりふるさと納税のPRというところで、分かりやすいポスターを掲示するだとか、そういうことをやってもよかったのかなというのは実際私、会場に行ってみまして、また来年度にもバテレのほうでもそういうフェスみたいなことを、まだ具体的にはお話しできませんけれども、そういった取組を進めるということでございますので、協議をしながら、というのも、バテレの返礼品がかなり多く、町のほうの寄附の返礼品として出ているというところもありますので、そんなところもバテレさんとも協議しながら、見える形でPRができればいいなというふうには感じているところでございます。

3点目、やはり11月、12月が寄附の書き入れどきということで、町として12月中のPRの取組を考えているのかというご質問かと思えます。現状、特段今の時点では、ふるさと納税を増やす特化したPRだとか、方策というのは現状考えていないというところでございますけれども、なかなかほかの自治体で全国的にこの時期というのは取り合いになるようなところもございます、今年度ニュース等でもございましたけれども、やっぱりお米不足とかそういうのがあって、今年度の人気はやはりお米だとかそういったところに集中しているというところで、実際に町のほうの11月末時点の寄附額についても前年をちょっと下回るような見込みになっております。

そういったところもありますので、具体的な取組というところはこの場では実施できていないところでございますが、ホームページのほうに新着というところで載せたりとか、そういったところは検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。再質問は大丈夫です、今日の一般質問でも観光ごみの問題とかいろいろありましたけれども、奥多摩町が抱える獣害とか、空家の問題とかいろいろな問題は、単なる課題と考えるのではなくて、ふるさと納税の協力を得られるためのチャンスなんだと捉えてもらって、もっと自信を持ってPRしてもらっていいんじゃないかなと思いました。いろいろ検討していただいてありがとうございます。

以上で、2問目の質問を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、3問目の質問を許可します。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） ゼロカーボンシティ環境・気候非常事態宣言について。

奥多摩町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）によると、奥多摩町は、町の二酸化炭素排出量の7割弱相当を町内で吸収していると試算されております。2020年度数値です。人口減少による将来的な排出量の低下もあり、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取組、いわゆるゼロカーボン達成の可能性は高く、更には吸収量が排出量よりも多い、カーボンネガティブ・カーボンマイナスも実現可能性が高いと言えます。

観光立町を標榜する奥多摩町であります、観光シーズンの夏季を中心に頻発する豪雨が近年の経営上のリスクとなっております。

また、ワサビ、ヤマメ、治助芋などの特産品も獣害、土砂災害、病害の多発といった気候変動によるリスクの上昇傾向を考えると、今後の事業の継承・発展が危ぶまれる状況にあり、町の観光産業が将来的に持続不能になるおそれがあります。

奥多摩町では平成17年に豊かな自然環境を守り、健康で安心して暮らせる町を後世に継承するための活動推進宣言が制定されておりますが、より深刻になった環境悪化や気候変動は、地域的な事案ではなく、世界的な喫緊の課題であるという認識の下、あらゆる境界を越えて取り組むべき状況にあります。

以下伺います。

①環境と観光の調和した奥多摩町を実現し、地球の持続可能性に貢献する施策を更に確実に遂行するため、奥多摩町制施行70周年記念宣言として、ゼロカーボンシティ宣言、環境・気候非常事態宣言等の発出について町の考えはいかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3問目のゼロカーボンシティ環境・気候非常事態宣言についてお答えをいたします。

ご質問の環境と観光の調和した奥多摩町を実現し、地球の持続可能性に貢献する施策を更に確実に遂行するため、奥多摩町制施行70周年記念宣言としてゼロカーボンシティ宣言、環境・気候非常事態宣言等の発出について町の考えはについてですが、2016年、国連が採択したパリ協定では、地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑え、可能な限り1.5℃以内に抑える努力を追求する世界共通の長期目標が掲げられました。この目標を達成するために、世界各国や地域では、地球温暖化による気候変動を危機と捉え、気候非常事態宣言を発出する動きが広がっております。

また、日本でも政府が 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル宣言を表明しました。これを受け、多くの自治体がゼロカーボンシティ宣言をし、2024 年 9 月時点で全国の 62%、東京都多摩 30 市町村では 73%の自治体が宣言をしております。一方で、西多摩 8 市町村では 38%にとどまり、西多摩 4 町村では宣言をしている自治体はございません。

町では第 2 次奥多摩町環境基本計画において、国が掲げる 2050 年よりも早い 2030 年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す町独自の目標を掲げております。町の豊かな森林は、二酸化炭素を大量に吸収する大きな役割を果たし、令和 3 年度のオール東京 62 市区町村共同事業の算定結果では、町の二酸化炭素排出量 3 万 1,000 トンに対し、吸収量は 3 万 7,000 トンに達しており、既に排出量より吸収量が上回るカーボンネガティブの状況にあって、国が掲げる 2050 年を大きく前倒して達成をしております。

以上のことから、他の自治体がこれから目標達成を目指してゼロカーボンシティ宣言や環境・気候非常事態宣言を行う中で、町は既に目標を達成しているため、新たにこれらの宣言を行う必要性はないと考えております。

今後は、町の 94%を占める豊かな森林資源を守り育てながら、その特性を生かした魅力や優位性を発信していくことが重要であり、森林保全をはじめ、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用を引き続き進め、温室効果ガスの更なる削減に取り組んでまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。今、新たに宣言をする必要はないということでご回答をいただきました。ありがとうございます。

ただし、宣言をする必要はないということは分かるのですが、答弁の中にもあるように、奥多摩町が東京都の中で持っている優位性とか、奥多摩町の貴重さという部分は、どんどん発信していくというか、存在感をアピールしていく必要性はあると思います。そのことは対外的にアピールする必要もあるし、自分の一般質問では 1 問目でこども計画のことに触れましたけれども、町内の、特に次代を担う子どもたちに対してもアピールしていく必要はあると思います。

ですので、こういった全国的な取組の宣言ではないにしても、子どもたちと来年の 70 周年の記念に向けて、1 年間かけてでもいいから何かしらの奥多摩町としてのアピールを发出できればいいんじゃないかなと思っております。

自分は参考としてこういった環境・気候の非常事態宣言など、他の自治体を調べていく

と、やはり子どもを主体として、子どもにも分かりやすい宣言を出すという取組をしている自治体もありました。

奥多摩町が持っている環境の貴重性を認識しながら、将来の奥多摩町のために貢献できるような人材を育てるためにも町内、町外合わせて奥多摩町の存在感をアピールする機会をつくるべきかと思います。それがちょうど 70 周年記念として考えられるのではないかと思います。

先程のふるさと納税の話でもありましたけれども、とにかく奥多摩町は自信を持って発信していいと思いますので、どうかこの辺の検討を、70 周年に向けて何かの宣言、奥多摩町のアピールを出す必要性についていかが考えているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2 番、伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

質問ではゼロカーボンシティ宣言、環境・気候非常事態宣言、これを 70 周年の節目に当たり宣言したらどうかということで、町長の答弁からは、特段 70 周年という節目ではあるんですが、既に町としては取組を進めているというところで、宣言までは考えていないという答弁になっていると思います。

そんな中で、非常にこの森林が多い奥多摩町の中で、東京都の中でも奥多摩町という優位性、存在感というようなお話もございました。そんな中で、子どもたちも含めて、70 周年の節目に改めてこういった問題を考えたほうがいいのではないかというようなご提案かなと思っております。

宣言のところは、これからどうしていくかというところはなかなかお答えできないところがあるんですけれども、やはり 70 周年という節目という年になりますので、いろんな町の優位性だとか、今までの町の歴史も含めて見直しながら、これから奥多摩町がどう進んでいくか、環境の部分も含めて、そういう考え直す 1 年にできるような年にできたらいいなと思っておりますが、具体的にどのような取組を進めるかというのは今後研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。伊藤議員。

○2 番（伊藤 英人君） 再質問はありませんので、ありがとうございました。

以上で、自分の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2 番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

次に、1 番、榎戸雄一議員から 2 問の通告を受けておりますので、1 問目の質問を許可します。1 番、榎戸議員。

〔1 番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1 番（榎戸 雄一君） 1 番、榎戸です。よろしくお願いします。

それでは、1 問目の質問をはじめさせていただきたいと思います。町制施行 70 周年事業についてご質問いたします。

奥多摩町は、町制施行 70 周年を 2025 年に迎える。1955 年、昭和 30 年 4 月 1 日に当時の 1 町 2 村が合併し、誕生したこの町は、ひとつの節目を迎えます。一般的に人々は年ごとに誕生を祝うが、町のような公共の記念事業は、10 年、50 年、100 年単位で行われることが多く、特別な意味を持ちます。

60 周年記念事業の一環として、町のイメージキャラクターのわさびーが誕生し、重要なシンボルとなった。また、60 km ウォークも開催され、250 名を超える選手が参加した。このイベントではボランティアとして協力した町民や選手を応援、観戦した方々が一体となり、町全体で盛り上がりを見せた。

プロ野球界の名言に「記録より記憶」とあるが、70 周年記念事業では、より多くの町民が参加し、共に祝えるような記念事業が実施されることを期待したい。

以下、質問です。

70 周年記念事業について町の所見を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、榎戸雄一議員の一般質問の 1 問目、町制施行 70 周年事業についてについてお答えをいたします。

令和 5 年第 4 回町議会定例会におきまして、高橋邦男議員からの一般質問、町制施行 70 周年に向けて及び令和 6 年第 3 回町議会定例会におきまして、大澤由香里議員からの一般質問、町制施行 70 周年記念行事についての答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

議員からもご説明がありましたとおり、令和 7 年度は町制施行 70 周年を迎える記念すべき節目の年となります。ご質問の 70 周年記念事業について、町の所見を伺うについてですが、令和 6 年第 3 回町議会定例会におきまして、大澤由香里議員の一般質問に対し、私からは「60 周年のときと同様、年間を通じて既存事業を冠事業化として実施を予定するほか、私の思いとしては、町の一大イベントであり、住民や観光客皆様等で大いににぎわうふれ

あいまつりにおいて、住民や子どもたちが関わりの持てる取組を行いたい」とお答えしており、その思いに変わりはありませんが、現在、新年度予算の編成作業と併せて、担当課である企画財政課を中心に 70 周年記念事業の検討を進めております。

現時点では詳細をお伝えする段階ではございませんが、令和 5 年第 4 回町議会定例会の一般質問において、高橋邦男議員から、住民の方から町を元気にする企画やアイデアを募集するなどのご提言をいただきましたので、住民の方等から企画を募集するとともに、住民等が主体となったイベントの検討や J R 東日本株式会社などの民間企業や包括連携協定を締結している多摩大学と連携した取組についても検討、協議をしてまいりたいと考えております。

また、令和 7 年度は、町制施行 70 周年の記念すべき年であると同時に、第 6 期長期総合計画のはじまりの年となります。第 6 期長期総合計画は、住民皆様との協創を重要なテーマに掲げ、まちづくりを更に発展させることを目指しており、本町議会定例会 2 日目にご審議の上、ご決定いただきました基本構想の実現に向け、議員からもお話がございましたとおり、より多くの町民が参加し、共に祝えるような記念事業を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。榎戸議員。

○1 番（榎戸 雄一君） 再質問させていただきます。答弁にもありましたように、前回、前々回と同じ質問が出されていると思いますが、まだ間に合うかなと思って、もがいてるところでございます。

皆さんご記憶にあるかどうかちょっと分かりませんが、大丹波でもイルミネーションというのがいつとき盛大に行われまして、そのときのある 1 年に限っては、花火を打ち上げることができました。当然、町の支援があった中で実現した事業でしたが、当時、消防団として警備に当たったりしながら、そばにいた多くの先輩、お年寄り、おじいちゃんと声を交わすことができました。「雄一君、大丹波でこんなすげえ花火見ることができるなんて思わなかったよ。いい冥途の土産になった。もうこれで悔いはねえよ」、そんな声があちこちで聞かれたことを覚えています。また、そのイルミネーションを締めくくる宴会というんですかね、反省会では、本当に一人一人が達成感を持ってよくやった、また、住民からは「大丹波すげえな」、そんな声をよくかけてもらいました。ある意味、大丹波という自治体が一つにまとまった瞬間だ、そんなふうに思っております。多くのお金は、びっくりするほどかけた事業ではなかったと思いますが、花火という非日常の中で、住民が一つになれたと体験できるすばらしい事業だったなと記憶しております。

町の 70 周年に当たっても、前回の答弁でも既存の事業を冠事業として実施していくとありますが、中には、このような非日常のイベントを組み込んでいただいて、余り手間がかからないもので結構なんで、節目の 70 年、よかったな、そんな記憶に残る事業をぜひ検討していただきたいなと思います。いろいろな意見は出ていると思いますが、ぜひ町民の声を聞いてやってほしいと思います。

質問になりますが、分かりやすい形で、多くの人が、こんなことをやってくれというのは募集する何か具体的な方法でも 1 つご提示いただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 1 番、榎戸議員の再質問にお答えいたします。

70 周年記念の節目の年ということで、大丹波のすばらしい取組もご紹介いただいて、皆さん喜んだということで、ぜひそういった 70 周年にできればなと思っております。

質問ですが、住民から分かりやすい形でご意見を聴取するような形で現在考えていることということでご質問かと思えます。先程の町長の答弁の中にも住民からの企画やアイデアを募集して、住民が主体となったイベントにできないかということで、これはまだ予算の編成作業ということで、確定はできませんけれども、1 つに担当課として考えているものが広く住民の方に 70 周年記念のイベント募集をさせていただいて、予算は当然幾らまでということにつけさせていただいて、その中でも幾つか手が挙がってきた中で全てができるわけではございませんので、今現状あるまちづくり推進委員会という事業がございます。そちらのほうをうまく活用しながら、提案していただいた事業を審査するとか、そういった中で幾つか住民の方がアイデアを出していただいた事業を 70 周年の記念事業として実施できないかということで、今、仕組みを考えているところでございます。

今までは住民の方が、こんなアイデアがいいんじゃないかということで出していただいて、町がどっちかというとメインで事業を進めてきたというところがございますけれども、今、住民の方が町政に参加する機運が非常に高まってきているというようなところもございますので、全く町がやらないというわけではありませんけれども、できれば住民の方が考えて、住民の方が主体的に事業を検討していただけるような、そんな 70 周年の事業ができればなというふうに今考えております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。

○1 番（榎戸 雄一君） ありません。

○議長（小峰 陽一君） それでは次に、2問目の質問を許可します。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。こちらも随分出された件名ですが、小河内ダムの湖面利用についてお伺いします。

小河内ダムの湖面利用については、幾度となく議会の一般質問で扱われてきた。令和6年度第2回定例会の一般質問でも高橋邦男議員から質問があった。水道局からは、都民の貴重な水がめであるため、汚染要因になり得る湖面利用については水質保全の面から困難であるという一貫した回答であることも承知しています。

しかし、湖面から眺める奥多摩の山々の景色は、きっとすばらしいものであり、奥多摩の観光スポットとして注目される可能性があるものと考えます。実現可能な範囲で模索する際に、浮橋（ドラム缶橋）は、既に2か所設置されており、実績もあります。ダム堤体湖面付近に設置できれば、既存の駐車場からもアクセス可能であり、また、周辺には奥多摩湖いこいの道もあるが、全長12kmのロングハイクと交通アクセスということを考慮すると、手軽さに欠ける部分があります。浮橋の設置により新たな周回コースができれば、都民にとって身近なハイキングコースとして注目されるものと思われます。

更に、町制施行70周年記念事業と関連づけることで、より実現の可能性が高くなると考えますが、町の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の小河内ダムの湖面利用についてにお答えいたします。

小河内ダムの湖面利用につきましては、令和6年第2回町議会定例会において9番、高橋邦男議員からご質問いただき、また、これまでも町議会の中で湖面利用についての一般質問を複数の議員からいただいております。

今回、議員からは、現在2か所に設置されている浮橋を例に、堤体湖面側付近に新たな浮橋を設置できないか、また、町制施行70周年記念事業と関連づけることで実現可能ではないかのご提言をいただきましたので、東京都水道局の見解を担当課であります企画財政課から確認をいたしました。

東京都水道局からは、奥多摩湖や周辺の山々が貴重な観光地であることは理解しているが、奥多摩湖（小河内貯水池）が都民の貴重な水源であると同時に、ダム堤体付近で万が一水質汚染があった場合、短時間で河川に放流され、下流で取水している浄水場に影響するおそれがあること、また、ダム堤体付近は周辺道路からの法面が急峻であり、安全なアクセス道路の整備が必要になること、更に、浮橋については、水位の変化に伴う取り外し

や調査船の通行に伴う開閉など、維持管理上の課題もあることなど、水道局としては、浮橋の増設には多くの課題があるとの見解が示されました。

第2回町議会定例会において高橋議員からハッ場ダムの観光船の水上遊覧を例に、そして今回、榎戸議員からは既存の浮橋の実績を例に、様々な角度から小河内ダムの湖面利用の可能性についてご提言をいただきましたが、湖面利用の実現につきましては、東京都水道局の方針に変わりはなく、困難な状況であります。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、再質問です。ダムの湖面利用というのは、永遠に続く一般質問に出てくるテーマかなとも思いますので、すぐにやりましょうというものは、私自身も期待しておりませんが、東京都の水を確保するという意味で、無念にも水の中に沈んだ先人の人たちの思いが我々町民として住む人々に少しでも恩恵が与えられることが本来の望みであるものと私も思っているところです。そういった観点からも湖面利用というのは、機会があれば私も訴えていきたいなと思っております。

かなえるというのは口に十ですから、あちこち行って、私も湖面利用したいなという話はしていきたいと思いますが、町としても、水道局が駄目でも、またいろんなところで湖面利用のお話をさせていただいて、70年で駄目なら80年という形で、これは実現していただきたいなと思いますが、そういった取組、町長いかがでしょう。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今、榎戸議員から先人の思いという言葉を開くと、まさしくそのとおり、石川達三の「日蔭の村」を読みますと、まさしくそのことばかりが脳裏に伝わってまいります。

実は、私も議員をさせていただいた当時、この質問をした一1人です。そのときソーラーだったらどうなのというふうなことも質問させていただいたんですが、結局、湖面に何か乗るということのリスクをそのときに答弁で聞かされたことを今思い出しています。でも、ソーラーだったらいいんじゃないかなんて思うんですけどね、ちっちゃな。

今、これも10数年来のお願いを水源管理事務所、それからダム管理事務所をお願いしている、これは非公式でありますけど、懇談会の席ではありますが、丹波山村、小菅村、奥多摩町の子どもたちの水源教育として、それから、先程おっしゃったような先人の努力の教育として子どもたちを乗せていただけないかという提案をちょっと投げかけてあります。

当時のというか、今ちょっと異動しちゃっているんですが、そのときのダム管の所長さんは、「それだったらいけるんじゃないか、ちょっと掛け合ってみます」ということで今

返事を待っている状況でございます。

ですから、浮かべるということに関しては全く同じだとは思いますが、そこらあたりから糸口が繋がれば、かといってそれが観光事業に結びつくかというのはなかなか難しいとは思いますが、その辺りから少し、ほんのちょっとした盛り上がりでもいいですから、特に子どもたちのためにというところが少し聞いていただければありがたいと思って、今その辺をやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。

○1 番（榎戸 雄一君） 再質問はございません。町長ありがとうございます。町を愛すると、どうしても湖面を利用したくなるという思いは、それぞれ皆さん持つのかなというふうに思いました。

以上で、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1 番、榎戸雄一議員の一般質問は終わりました。

次に、5 番、大澤由香里議員から2 問の通告を受けておりますので、まず1 問目の質問を許可します。大澤議員。

〔5 番 大澤由香里君 登壇〕

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

私からは2 点質問させていただきます。

まずはじめに、健康寿命の延伸のために、健康診断の取組について質問いたします。健康寿命の延伸への取組については、近年では、去年 2023 年の第2 回定例会で小山議員が質問をしておりますが、私は、健康診断の取組に絞って質問させていただきます。

WHO（世界保健機関）が今年8 月に発表した世界保健統計 2024 年版、これは 2021 年の統計値によるものですが、この発表によりますと、日本人の平均寿命は 84.46 歳、男性は 81.71 歳、女性は 87.16 歳です。40 年前と比較すると、7 歳ほど伸びています。

平均寿命とは、死亡する年齢の平均ではなく、ゼロ歳児が生存し得る平均余命のことを意味します。生まれてから亡くなるまでの生存している期間の平均を指し、その間の健康状態は問いません。

一方、健康寿命という言葉があります。健康寿命とは、WHO が 2000 年に提唱した新しい指標で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。つまり、自立して健康に過ごせる期間の平均であり、病気などで介護や支援を必要としている期間は、健康寿命には加算されません。

そして、前述の世界保健統計によると、日本人の健康寿命は 73.4 歳です。男女別ですと、

男性は 71.93 歳、女性は 74.81 歳となっています。日本は平均寿命も健康寿命も世界で上位に位置し、このことは世界的に見ても優れている国民皆保険制度が大きく寄与していると考えられ、誇らしいことではありますが、注目すべきは平均寿命と健康寿命の差です。その差は 11.06 歳、男性で 9.78 歳、女性で 12.35 歳の差があります。男性で約 10 年、女性では 12 年余りにわたって不健康の状態、つまり、健康上の問題を抱えながら日常生活を送っているということになります。

長生きできることはとても喜ばしいことですが、健康上に何らかの問題を抱えていると満足な日常生活を送ることが難しくなります。不健康な状態が長く続くと、自分の心身に大きな負担がかかるだけでなく、家族など身の回りの人の生活にも影響があります。健康寿命をできるだけ伸ばし、平均寿命と健康寿命の差をできる限り狭くし、要介護や重症疾患にならない取組が必要です。

厚生労働省では、2019 年に健康寿命延伸プランを策定し、2016 年時、男性 72.14 歳、女性 74.79 歳だった健康寿命を 2040 年までに男女ともに 3 年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指しています。

また、2000 年からは「健康日本 21」をスタートし、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指した健康づくり運動を進めています。2024 年からの「健康日本 21（第 3 次）」で掲げる 4 つの目標のうち、1 番目が健康寿命の延伸、健康格差の縮小となっているように、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるか、健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題となっています。

健康寿命が縮む主な要因は、身体機能の低下と生活習慣病と言われています。主な生活習慣病の種類は、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、腎疾患、膝疾患などですが、これら生活習慣病は日本人の死亡者数の 6 割を占めています。

したがって、生活習慣病の予防及び生活習慣の見直し改善が健康寿命を延ばすためには重要であり、生活習慣病を早期に発見し、改善を図るには、特定健診、がん検診、人間ドックによる定期的な健康チェックが大切です。

町は、これまで特定健診及びがん検診の受診率向上を図るため、毎年 4 月に「保健事業のお知らせ」を各戸配布し、特定健診を含め、町が実施する保健事業の周知を行っています。また、広報、町ホームページでも特定健診等の受診を勧奨し、受診券発送時にも啓発チラシを同封し、受診勧奨しています。

更には集団検診を 2017 年から実施し、受診機会の拡大を図っています。毎年 12 月の休日に福祉会館と文化会館で行われる集団検診は、私も利用させていただいていますが、自

分から医療機関を予約することなく受診できるので、とてもありがたい取組です。また、個別健診において大腸がん検診と特定健診の同時受診も実施できるようにしました。そうした取組から 2008 年度に 26.7%だった特定健診の受診率は、2020 年度には 50%を超えるようになりました。

しかし、2020 年度 50.7%、2021 年度 52.4%、2022 年度 51.9%、2023 年度 51.0%と、ここ数年停滞済みです。また、特定保健指導実施率については、目標値にはるかに届いていません。

国では、市町村国保において計画期間の最終年度である 2029 年度までに特定健康診査受診率 60.0%以上、特定保健指導実施率 60.0%以上、特定保健指導対象者の減少率、2008 年度比で 25.0%以上を達成することとしています。これらの目標値を達成し、町民の健康増進と疾病重症化予防を図るためには、更なる受診率向上の取組が必要です。

また、がん検診の 2023 年度の受診率は、胃がんが 5.4%、2022 年度は 4.9%、肺がんが 6.5%、2022 年度は 6.0%、大腸がんが 22.3%、2022 年度は 21.7%、子宮がんが 5.4%、2022 年度は 5.6%、乳がんが 13.2%、2022 年度は 13.5%などとなっております。がん検診の受診率は若干の上昇が見られる部分もあるものの、依然として低い状況にあります。

これらのことを踏まえ、以下質問いたします。

1、特定健診、がん検診の受診率が低い要因をどのように認識していますか。特定健診の未受診理由は把握しているでしょうか。

2、どうすれば積極的に受診する気持ちになるのか、何が受診の障害になっているのか、受診者、未受診者などにアンケート、もしくは聞き取りを行ってはどうでしょうか。

3、健診を受けたことで早期発見できたことや不安が払拭されたことなどの声を集め、そうした経験談を掲載したチラシを作成するなど、積極的に健診を受けたいような心に響く周知の工夫を行ってはどうでしょうか。

4、受診率を飛躍的に引き上げるには、何より直接的な働きかけが有効だと思います。対象者や未受診者に対して電話や戸別訪問で受診勧奨をすれば受診率が向上すると考えますが、見解をお聞かせください。

5、後期高齢者医療健康診査の健診結果表では、検査項目の説明に数値の正常範囲などの記載がなく、自分の数値が高いのか、低いのか、何をどう気をつければいいのか分からないという声があります。病気がちになる高齢者こそ、疾病の重症化予防を図ることは重要です。一人一人が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健診結果とともに、正常数値や検査項目の説明などが記載されたリーフレットなどを発行してはいかがでしょうか。

6、前立腺がん検診のP S A検査は、全国で 80%を超える市町村において実施されています。奥多摩町でも行われていましたが、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、市町村が実施する対策型検診としては勧められないとする国の指針を受けて今年度から無料健診は廃止となりました。

一方、日本泌尿器学会の前立腺がん検診ガイドラインでは、死亡率の低下が証明されたとされています。男性の前立腺がんは、50 代から飛躍的に罹患する例がとて多くなりま
す。検査をすることで前立腺がんの早期発見に繋がるのであれば、検査を希望する人は多いのではないのでしょうか。

日本泌尿器学会も血液検査をすることを推奨しています。町における 2023 年度の前立腺がん検診では 435 名の方が受診されています。受診率は 27.8%、2022 年度は 425 名、26.4%で、ほかのがん検診よりも関心が高いことがうかがえます。町民の不安を払拭するためにもぜひ無料検診を復活していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、答弁を求めます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5 番、大澤由香里議員の一般質問の 1 問目、健康寿命の延伸のために、健康診断の取組についてお答えいたします。

1 点目の特定健診、がん検診の受診率が低い要因をどのように認識していますか、特定健診の未受診の理由は把握していますかについてですが、特定健康診査受診率につきましては、令和 4 年度における東京都全体の受診率は 43.1%となっております。町の受診率ですが、令和元年度までは都内平均と同等の受診率で推移しておりましたが、受診率向上のため、令和元年度から青梅市の医療機関（契約医療機関）でも受診できるよう体制を整備したため、現在は 50%を超える受診率となっております。

受診率は、全国的に見れば平均以上であり、東京都平均より高いところですが、議員ご指摘のとおり、国における市町村国保の特定健診受診率の目標は、令和 11 年度までに 60%以上を目指していることから、今後も周知方法の工夫や実施方法を検討し、受診率向上を目指してまいります。

がん検診の受診率につきましては、東京都が区市町村ごとに集計している令和 4 年度東京都がん検診精度管理評価事業の受診率によりますと、東京都における令和 4 年度のがん検診受診率は、胃がん、肺がん検診については 11 から 12%となり、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診については 21%程度となっております。また、この東京都がん検診精度管

理評価事業における町の検診受診率については、胃がん、肺がん、乳がんは、東京都と同程度の受診率、大腸がん検診が 38.5%、子宮頸がん検診が 9.4%であり、大腸がん検診受診率については、町が東京都 62 区市町村の中でも 3 番目に高い数値となっております。

町では、特定健診受診時に大腸がん検診を一緒に受けられるようにしているため、受診率向上に繋がっているものと考えております。

特定健診の未受診の理由については、平成 30 年度に 16 歳以上の住民の中から 1,500 名の方を無作為抽出し、奥多摩町保健・健康づくり等に関する町民意識調査を行っており、そのアンケート結果では、健康診査等を受けなかった理由の回答は、「かかりつけの医師がいる医療機関に通院しているから」が 40%、次いで「時間がなかったから」が 15.2%、「毎年受ける必要性を感じないから」が 7.6%と、4 割の方については既に医療機関で治療を受けている状況となっております。

なお、令和 6 年においても同様の調査を行っており、現在集計中でございます。

先程のアンケートによるがん検診を受けていない理由については、「かかりつけの医師がいる医療機関に通院しているから」が 30.6%、次いで「時間がなかったから」が 15.4%、「健康に自信があり必要性を感じなかったから」が 12.3%と、がん検診を受けていない方の 3 割は既に医療機関と繋がっている状況となっております。

2 点目のどうすれば積極的に受診する気持ちになるのか、何が受診の障害になっているのか、受診者、未受診者などにアンケート、もしくは聞き取りを行ってはどうかについてですが、先程の調査により、特定健診、がん検診共に「時間がなかったから」という理由で障害となっていることから、集団による特定健診、がん検診については、土曜日、日曜日、祝日に検診を開催することで受診者の増加を図っております。

また、申込時の負担軽減として、令和 6 年度秋から、胃、肺、大腸、乳がんの集団検診において従来の電話受付に加え、夜間や休日にも申込みが可能な電子申請（ロゴフォーム）を導入し、受診者の利便性の向上を図っております。

3 点目の受診を受けたことで早期発見できたことや不安が払拭されたことなどの声を集め、そうした経験談を掲載したチラシを作成するなど、積極的に健診を受けたいくなるような心に響く周知の工夫を行ってはどうかについてですが、現在は、がん検診の集団検診の際に、がん検診のパンフレットをお配りし、周知に努めており、今後、体験談を掲載したパンフレットについて研究するとともに、ウェルネスおくたまを活用した周知についても検討してまいります。

4 点目の受診率を飛躍的に上げるには、何より直接的な働きかけが有効だと思います。

対象者や未受診者に対して、電話や戸別訪問で受診勧奨をすれば受診率が向上すると思いますが、見解をお聞かせくださいについてですが、ヘルシー体操や元気アップおくたまにおいて、町内でがん検診を受けられたことにより大腸がんの早期発見に繋がり、治療が行えた事例を交え、がん検診の受診勧奨を積極的に行っており、特定健診についても1年に1回、保健師、管理栄養士が検診結果に基づいて参加者とお話する機会を設け、特定健診の受診勧奨に努めているところでございます。

5点目の後期高齢者医療健康診査の健診結果表では、検査項目の説明や数値の正常範囲などの記載がなく、自分の数値が高いのか低いのか、何をどう気をつければいいのか分からない声があります。病気がちになる高齢者こそ、疾病の重症化予防を図ることは重要です。一人一人が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健診結果とともに、正常数値や検査項目の説明などが記載されたリーフレットなどを発行してはいかがでしょうかについてですが、町の個別健診では、各医療機関に検診結果の正常値、検査項目の説明が記載されたパンフレットを配置させていただき、結果説明時に活用してもらっておりますので、今後、集団健診においても配布することを検討してまいります。

また、先程申し上げました元気アップおくたまにおいて特定検診結果の面談を1人当たり15分ほどで実施しており、参加者個人の生活スタイルなど個別性に応じた生活習慣の改善方法などをお伝えしておりますので、参加者の皆様から好評の声をいただいております。

6点目の前立腺がん検診のPSA（ピーエスエー）検査の復活についてですが、町においては、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、市町村が実施する対策型検診としては勧められないとする国からの指針、東京都からの助言により、前立腺がん検診の見直しを行い、健康づくり推進協議会やケアセンター会議等で検討を重ね、住民の皆さんにも検診のメリット、デメリットを周知し、廃止に至ったところであります。

前立腺がん検診については、前立腺肥大など、良性でも判断基準を超えてしまう方が多く、がんの進行が遅いことから、体への影響が少なく、前立腺がんを発見しても治療対象にならないことが非常に多い状況にあり、がんという病名がついてしまうと心配でつらい思いをしている方もたくさんいらっしゃるのご意見もありました。

死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であること、症状が出てからの受診でも予後がよいこと、公費の使い道として妥当性が担保できないことなどから、自費での受診をお願いしたいと考えております。

いずれにいたしましても特定健診及びがん検診の受診率向上を図ることが町民の健康増進と疾病重症化予防に繋がっていくため、今後も特定健診やがん検診の周知に努めるとと

もに、町民の方が受診しやすい体制を整備してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員の質問中ですが、お諮りします。会議の途中ですが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 30 分から再開します。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大澤由香里議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。受診率向上の様々な工夫をされて、全国的にも高い受診率であるということでした。

しかしながら、町長おっしゃいましたように、国の目標値には届いておりません。情報を絞った住民の心理に訴える個別勧奨の取組は一定の効果があることが明らかになっています。タイプに応じて個別のもう一押しが重要です。ぜひそういった心に響く行動変容を促す勧奨をお願いしたいと思います。

厚生労働省は、自発的な行動を促す人間の行動科学に基づいたナッジ理論を活用した受診率向上施策ハンドブックを発行しています。健康診断の受診勧奨の表現やデザインを工夫することで、個人の行動変容に繋がり、受診率向上が図られる手法が書かれています。情報を盛り込み過ぎたお知らせは、受け取った人は何が重要なのか、必要な情報がどこに書かれているのかが分からなくなる面があるので、必要なメッセージを絞り、更に強弱をつけることで行動変容を促し、受診率を大幅にアップさせた他自治体の事例なども書かれています。ぜひこういったハンドブックも参考にさせていただいて、更なる受診率向上に取り組んでいただきたいと思います。

1 点再質問いたします。前立腺がんは、早期発見できれば比較的治りやすいがんとされ、適切な治療を行えば 10 年生存率は 80%以上とされています。しかし、ほかの臓器に転移している場合は 5 年生存率が 60%になります。ですから、早期発見・早期治療が重要になってくるわけですが、初期の前立腺がんには自覚症状がないことが多く、自己発見が難しいと言われています。ゆえに、日本泌尿器学会では、50 歳を過ぎたら前立腺がんの早期発見に役立つ P S A 検査を定期的に受けることが推奨されています。

しかし、全額自己負担での自発的検査では、自覚症状がない場合なら積極的に受けよう

とは思わないのではないのでしょうか。他自治体では無料のところもありますが、有料でも 300 円から 600 円ほどの低額な自己負担額で行っているところもあります。ちなみに、近隣市町村の檜原村、日の出町、福生市は無料です。あきる野市は 300 円で行っています。非課税世帯や生活保護世帯の方は多くが無料です。無料、もしくは低額で受診できれば、自覚症状がなくても受診してみようという気持ちになると思います。受診して P S A の数値が高く、前立腺がんの可能性ありと診断された場合、その後の精密検査は全額自費でも受けるでしょう。

完治に繋がる早期発見に有用な P S A 検査をぜひ無料、もしくは低額で受診できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5 番、大澤議員の再質問にお答えいたします。

P S A 検査につきまして無料、もしくは低額でということで、近隣の市町村のお話もいただきました。町長の答弁の中にありましたように、国や東京都からの助言などを踏まえ、また、健康づくりの推進協議会などでも議論して、このような形での検査をやめるという形になりました。

今、自費でお願いしたいということで進めているところでありますけれども、一度こういう形でやめたということでございますので、無料ということであったり、低額というのは、今この場でそれを復活とかいうことはなかなか申し上げられないということでぜひご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） ぜひ協議会等で検討していただいて、町民の方からもぜひ復活していただきたいという要望もありますので、前向きに検討していただければと思います。

質問ではありません。私事ですが、10 数年前に町の保健師さんから、多分前日だったかと思いますが、文化会館で乳がん検診をやるので、ぜひ来てくださいというお電話をいただきました。自覚症状ありませんでしたし、検診があることすら頭になかったのですが、無料だし、お誘いを受けたので、じゃあと受診いたしました。結果は要検査で返ってきて、驚いて、がんだったら大変と思って、すぐ西徳洲会病院を予約して検査をしました。1 日ばかりでいろんな検査をしましたが、特に異常が見つからず、拍子抜けしつつも、一瞬無駄足だったなんて思ったんですが、がんじゃなくてよかったなと安堵したことを覚えています。異常がなかったのがよかったですが、もしがんになっていて検診を受けていな

かったら、今頃手後れ状態だったかもしれません、また、お誘いを受けたとき、全額自己負担だったら、もしかしたらお断りしていたかもしれません。無料、もしくは低額の検診は受診率を高めるには必須です。

そして、何より個別の勧奨は、顔の見える奥多摩町ではかなり有効だと思います。ぜひ小さな町だからこそ、お金をかけずにできる取組を工夫していただいて、町民の健康寿命を延ばしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問を許可します。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 次に、過疎地域の環境整備支援について質問いたします。

高齢になって、今まではできていた地域の除草や除雪がもうできない。多くの高齢者から聞く言葉です。特に過疎地域では切実です。

議会でも度々取上げ、集落支援制度の導入など、前向きな心強い答弁もいただいているところですが、冬を目前にして雪が降ったらどうしよう、除雪をしないと病院にも行けないが、自分たちでは到底無理だと心配する声が寄せられています。

人口の半数以上が高齢者の奥多摩町では、安心して暮らせる地域づくりの観点から過疎地域の高齢者世帯への支援は喫緊の課題です。

そこで、以下お伺いします。

1、期待されている集落支援員制度の導入について進捗状況はどうなっていますか。

2、近所に若者がいないので、若手職員に業務扱いで早朝から除雪作業をやってもらえないかという意見もあります。見解を伺います。

3、2018年につくられた公共施設アダプト制度事業、これは奥多摩町が管理する道路、水路等において町民が自発的に美化活動を行い、公共施設を美しく保つとともに、活動への参加を通じて美化意識の向上と地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とした事業です。このアダプト制度事業では、2023年度までに町内事業者の3団体と合意書を締結しています。各自治会に積極的に呼びかけ、登録団体を増やし、近隣の自治会間（団体間）での助け合いができる仕組みをつくってはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の過疎地域の環境整備支援についてお答えをいたします。

1点目の期待されている集落支援員制度の導入について進捗状況はどうなっていますか

についてですが、集落支援員制度の導入につきましては、私の選挙公約の一つとして、高齢者が日常生活で困っていることをサポートし、住み慣れた家、地域で生きがいを持って元気に暮らし続けることを可能とするため、地域活性化のコーディネーターの役目を担う集落支援員制度の導入を掲げており、令和6年第2回町議会定例会におきまして、大澤議員からの一般質問、集落支援員制度についてに対しても、私から集落支援員制度の導入に取り組んでまいりますとお答えをいたしました。

ご質問の進捗状況につきましては、私から担当課である企画財政課へ新年度からの導入に向けて事業内容を検討するよう指示しておりますが、集落支援員につきましては、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する方が適任であること、また、これからはじめる事業を軌道に乗せていくためにも、今回は公募ではなく、意欲や経験を有する方など、ある程度人材を絞って交渉を進めてまいりたいと考えており、現在、私が中心となって担当である企画財政課とともに検討を進めております。

次に、2点目の近所に若者がいないので、若手職員に業務扱いで早朝から除雪作業をやってもらえないかという意見もあります。見解を伺いますについてですが、議員から説明がありましたように、高齢者が多い町における除雪は、特に高齢者にとって大変な重労働であると認識しております。

ご質問では、若手職員による早朝からの業務として除雪作業ができないかということであります。ご質問の意図するところといたしましては、高齢者世帯が居住している家の周りを含め、人力によって除雪しなければならないエリアを指しているものかと考えますが、実際に夜間を通じて雪が降り、一定の積雪があった場合の翌日の早朝には、若手職員に限らず、役場職員は、まず自宅から役場に登庁するために通勤路の除雪をしなければなりません。また、その際は通常より早めの登庁を行い、役場をはじめとする所属先における公共施設周辺の除雪や町が管理する幹線道路で委託業者の手が回らない路線等の除雪を実施しております。

もちろん平成26年2月のような大雪の際には、総務課をはじめとする所属職員は、町全域への対応を図るため、前日、或いは前夜から必要な態勢を取ることとなります。

除雪に関する一例といたしましては、透析されている住民で医療機関に行かなければならない状況にある方で、周辺に住民がいないなど、緊急を要するケースについては、自宅から車道までの間の除雪を実施するなどの対応を緊急性や優先順位等を見極めながら行ってまいりました。そういった中で、町全域にわたり高齢者世帯がお住まいになっているエリアの早朝からの除雪に限られた若手職員を派遣することは、ご説明しました状況から困

難であります。

町における本年 11 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 2,411 人であり、そのうち 75 歳以上の人口は 1,535 人で、これは総人口の 3 分の 1 に及びます。こういった現実の状況を鑑みますと、役場の職員だけで対応を図ることは現実的ではないということが浮かび上がってまいります。

町では毎年度、積雪等に対応するため、町道等の除雪作業委託を予算化し、実施しておりますが、近年は、自治会等の要望や高齢化等の実情を踏まえ、業者委託による除雪範囲も拡大している状況にあります。

また、過去の町議会におきましては、6 番、澤本幹男議員からの一般質問を受ける形で、現在は除雪機の購入補助制度を導入しております。

町といたしましては、今後も可能な範囲で住民皆様の負担軽減に資するよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3 点目の 2018 年につくられた公共施設アダプト制度事業（奥多摩町が管理する道路、水路等において町民が自発的に美化活動を行い、公共施設を美しく保つとともに、活動への参加を通じて美化意識の向上と地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とした事業）では、2023 年度までに町内の 3 団体と合意書を締結しています。

各自治会に積極的に呼びかけ、登録団体を増やし、近隣の自治会間（団体間）での助け合いができる仕組みをつくってはいかがでしょうかについてですが、令和 6 年第 3 回町議会定例会での榎戸雄一議員の一般質問の 2 点目、アダプト・ア・ロード事業の実績や今後の活動推奨についての答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと存じます。

議員からもございましたが、町は、平成 30 年 9 月 5 日に奥多摩町公共施設アダプト制度実施要綱を制定し、奥多摩町が管理する道路、水路等におきまして町民等が自発的に美化活動を行う制度を創設し、事業を実施しております。

本年 10 月時点では 3 団体 23 名のボランティアの方々にアダプト制度に登録をいただいております。定期的、または必要に応じて道路やガードレールの清掃、手すりの点検やペンキ塗り、或いは町有地における花壇づくりなど、様々な活動を実施していただいております。このようにアダプト制度の趣旨をご理解いただき、ボランティア活動を実施していただいております町内外の皆様を重ねて深く感謝を申し上げる次第でございます。

町ではアダプト制度の PR として、広報おくたまへの募集掲載、或いは町ホームページで制度の趣旨や登録手続など、制度に賛同いただける皆様の登録につきまして広く周知を

行っております。

つい先日のことではありますが、新たに1団体4名のボランティアの皆様と合意書の取り交わしをさせていただき、定期的に町道の草刈り、清掃等を実施していただけることになり、現在4団体27名の方に登録をいただいている状況でございます。

このアダプト制度は、実施要綱に規定されておりますとおり、登録いただきましたボランティアの皆様がそれぞれ団体の活動方針に基づき、自発的・自立的に活動していただくことを基本としておりますので、自治会や登録団体での協力や助け合いの環境づくりに関しましては、町がインセンティブを与えるのではなく、それぞれの団体皆様や各地域の皆様による情報発信、或いは情報交換など、様々なコミュニケーションを図っていただき、人と人との繋がりを広めつつ、関係性を深化させる交流を重ねることで団体と地域との助け合いやお互いの協力関係を築いていくことがアダプト制度の趣旨を鑑みますと、望ましい関係性ではないかと考えております。

いずれにいたしましてもアダプト制度の目的は、住みやすい地域をつくる、そのためには、その地域を美しくすることでありますので、議員の皆様におかれましても、このアダプト制度を広く周知していただけると幸いに存じます。また、合わせて活動にもご協力いただければと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

ある地域の町民からご紹介しましたような除雪の要望をいただいて、町内全地域ではどうなのかと聞き取りをしました。除雪に関しては、一部の地域で除雪車が入ってくれないところがあるものの、多くは地元の土建屋さんや施設の除雪車が入ってくれていて、朝早く出かける必要のない人たちは余り困っていないことが分かりました。つまり、朝早くからの除雪要望は町内全域の要望ではないということです。しかし、困っている人は本当に困っています。若い職員さんに除雪してほしいという声は、なかなか現実的には難しいなとは思いつつも、それほど切実なことだと思います。

また、聞き取りする中で、高齢者だけでなく、小さなお子さんを持つ若い世代の方も困っていることが分かりました。坂道の上に家があり、雪が降ると出られない。小さな子どもを抱えては除雪もできず、仕事も保育園も休まざるを得ないので、朝早く除雪してもらえると本当にありがたいというふうな意見も聞きました。

そこで、町、或いは自治会内にSOSを投げかけられる仕組みをつくり、そこから除雪車を手配して困っている人の場所に、できるだけ早く除雪できるようにできないでしょう

か。

それから、また除雪だけでなく、草刈りや落ち葉掃きなどの道路清掃ができなくて困っているという、これは特に高齢者ばかりの地域の方ですが、そういうお困り事が多いと、そういう声が多いということが分かりました。

道路清掃の場合は、除雪車のような重機が入るわけではありませんので、誰かがやらなければずっとそのままです。若者の中には草刈機とガソリンを貸してもらえれば、除雪作業をやるよ、ブロワーを貸してもらえれば落ち葉掃きもやるよ、除雪機もあれば作業するよという方が少なからずいます。つまり、機械や燃料は持っていないが、労力は惜しまず提供してくれるという人たちです。そういった善意を形にできる仕組みづくりができれば、地域コミュニティの活性化も図れ、高齢者も安心して暮らせる地域づくりができるのではないのでしょうか。

集落支援員の方がその取りまとめ役を担ってくださればいいのかと思いますが、先程の町長の答弁ですと、まだ人も決まってないということだと思いますので、下地づくりからそういった人たちの人材発掘、人材集めから、今からでもはじめられると思います。

今あるアダプト制度、先程町からインセンティブを出すわけにはいかないというお話だったんですけども、ぜひ自治会に働きかけて、自発的にそういう団体をつくってもらえるようなところからお願いしたいと思います。

この点について何かありましたらと、先程の集落支援員の進捗状況について確認ですけども、まだ人物の選定までは至っていないということではよろしいのでしょうか。

以上2点よろしくお願いたします。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 5番、大澤議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

今いろいろとご説明いただいて、いろいろ細かいところで困ってる方がいるということなんです、私の立場としては、道路環境をつくらなきゃいけないというところで、まず皆さんの交通機能の確保というところで、業者さんに協力いただきながら対応を図っているというところがございますので、その前段の様々な細かいところでの困りのことについては、役場庁内でいろいろ情報を共有しながら、そういう対応が取れるものかどうかというのは研究・検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、最後のところでアダプトの関係でお話ございましたので、その部分についてお答えさせていただきたいと思うんですが、自治会に通してというお話なんですが、質問

にあったとおり、2018 年に制度をつくりまして事業を開始したんですけれども、当時、団体の皆さんからなかなか手が挙がらず、どうしたものかということでいろいろ検討した経緯もあります。

その中で、自治会に協力を求めたらどうかということもいろいろ考えたんですが、自治会に協力をお願いするということは、窓口が自治会長さんになってしまいますので、自治会長さんはいろんな役割を持っていますので、負担がかなり大きくなってしまいうんじやないかということで、自治会さんへの投げかけは考え直しということでさせていただきました。

そんな経緯があって進めてきたんですが、ここへ来て、先程答弁にもありましたとおり、複数の団体が手を挙げていただいて協力いただける環境づくりができてきていますので、今後も広報等を通じて募集を図っていきたいと思っています。

ちなみに、これまで広報おくたまに 7 回掲載をして、皆さんに募集ということで投げかけをさせていただいておりますので、引き続き今後も広報のほうには掲載して募集はしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 5 番、大澤議員の 2 点目のご質問の集落支援員について、人物の選定にまで至っていないのかどうかというご質問かと思います。

人物のほうについては、ある程度先程町長の答弁にもございましたけれども、公募ではなく、ある程度人材を絞ってという答弁が町長からございました。現状、何人か候補は絞らせていただいて、これから交渉に当たりたいと思っておりますけれども、この場ではどなたかというのは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、ある程度、候補者を絞っているという状況です。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） すみません、先程道路の清掃とか落ち葉の関係のお話もありましたので、そこを補足でさせていただきたいと思えます。

基本的には地域の皆さんにご協力いただいて、そういった対応をいただければ非常にありがたいところなんです、様々な事情によって、そういったところが難しいよというようなことがございましたら、情報として環境整備課のほうに情報をいただければ、道路管理者としてしっかりとした対応を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） すみません、集落支援員は1人ですか。それとも複数、そこを確認したいのと、あと、これは質問じゃないんですが、アダプト制度の4団体27名の方が登録してくれているということなんですが、聞くところによると使いづらいというご意見もありまして、今回の質問とはちょっとずれるので、詳しくは話しませんが、アダプト制度をもう少し使いやすい制度にすると、もう少し手を挙げてくれる人が増えるのかなと思いますので、その辺のまた検討というか、協議もよろしくお願ひしたいと思います。

あと職員さんが連絡くれればということだったんですが、少ない職員さんで本当に負担が多いと思うんですね。なので、町民の方で担ってくれる方が、除雪だと雪かきしないと、遠くというか、ほかには行けないんですけど、草の落ち葉掃きとかそういうのでは車で行けば行けるよという、そういうもう少し町民の方の力が結集されるような仕組みづくり、引き続き検討していただけたらと思います。集落支援員だけよろしくお願ひします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 大澤議員からの再々質問にお答えいたします。

集落支援員1人か複数かということで、ご質問かと思います。新年度からはじめられるようにということで町長からご指示もございます。先程の答弁の中でも、これから始める事業でございますので、まず事業の軌道に乗せると。どこからは始めるかからも含めてなんですけれども、そういった意味で、現状1人採用できればと考えております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） すみません、度々申し訳ございません。先程、町民の方で機械を貸してくれば草刈りですとかそういったところをお手伝いできますよというようにお話いただきましたが、まさにそのアダプト制度に登録いただければ、町が所有している機材等を貸与することができますので、そのようなお話もしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、大澤議員の質問は終わります。

次に、3番、森田紀子議員から2問の通告を受けておりますので、1問目の質問を許可します。森田議員。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

それでは、私から1問目、岡山県西栗倉村視察についてお伺ひいたします。

町長が10月14日から10月15日に視察に行かれた地域経済創発モデルとして有名な岡山県西栗倉村について伺います。

西栗倉村は平成の大合併で、ほかの5市町村とともに美作市に合併する予定でしたが、町民の58%が合併に反対だったため、意思を尊重し、合併しない方向にかじを切った村です。その後、努力の結果、現在ではローカルベンチャーの聖地と言われるまでになりました。

西栗倉村の通称百森で有名な百年の森林構想は、村の面積の93%を占める森林の木材価値を第6次産業までのシステムをつくり高めました。西栗倉村は奥多摩町が学ぶべきものがたくさんある村だと思います。

以下質問です。

①視察に行かれた感想をお聞かせください。そして、それをどのように町政に生かそうと思われておられますか。

②折しも第6期長期総合計画を策定中ですが、どのように織り込まれていけますか。

③先日、野村不動産ホールディングス株式会社の「森をつなぐ」東京プロジェクトの現地視察をさせていただきました。また、その後、日経ビジネス・パブリケーションのウェブセミナー「建設未来プロジェクト、森がひらく日本の再生」で奥多摩町の庁舎建設に携わっていただいている株式会社シェルターの常務取締役、安達宏幸様が登壇した「森林を最大限活用するために～大規模高層建築への地域産木材の利用」というセミナーを拝聴いたしました。株式会社シェルターは、日本屈指の木造、木質化のコンサルティング会社でした。野村不動産ホールディングス株式会社の「森をつなぐ」東京プロジェクトで搬出された木がまだ出口が見つからず、森と市庭で眠っています。町でパイプ役となって両者を繋ぐことは考えられていますか。

ちなみに補足ですが、野村不動産ホールディングス株式会社は、東京都第1回東京ネイチャーベースドソリューション、アクションアワードで奥多摩町で実施している「つなぐ森」で最優秀賞を受賞しています。

私からは以上です。ご回答をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、岡山県西栗倉村視察についてにお答えいたします。

1点目の視察に行かれた感想をお聞かせください、そして、それをどのように町政に生

かそうと思われますかについてですが、この 10 月、2004 年に合併を選択せず、地域の自然資本の価値最大化を貫いてきた岡山県西栗倉村を視察してまいりました。今回の視察は、百年の森林（もり）構想、地域おこし協力隊制度の活用及び地場産業の展開の 3 つをテーマといたしました。

百年の森林（もり）構想については、約 50 年生までに育った森林の管理を村ぐるみであると 50 年諦めず、美しい百年の森に囲まれた上質な田舎を実現するため、第 1 次産業の活性化や市場経済よりも自然資本の強化、また、行政と民間の役割分担、林業の 6 次化、マーケットの創出をポイントに取り組んでおり、実際に森づくりの実態を見ることで、それによって生み出される村人の息吹を感じることができました。

地域おこし協力隊制度の活用については、1,338 人の人口に 50 人余りの協力隊がおり、そのほとんどが村内事業者やローカルベンチャーと連携して新たな価値を村につくり出す企業研修型協力隊であります。その課題として、隊員や事業者に対する研修の仕組みづくり、隊員の定着率、支援体制の整備、官民連携での人材活用等、町でも共通の課題として認識したところであります。

同時に、西栗倉村は、地域おこし協力隊制度を積極的に活用することで、若者の定住人口を増加させており、町としても定住対策に繋がる地域おこし協力隊等の活用について検討してまいります。

地場産業の展開については、Uターンで起業した高級菓子店や道の駅をはじめとする飲食店、また、ローカルベンチャーと都市住民を繋ぐ高級ホテルなどが生き生きと運営され、そこには村の活性化に資する村民が随所にいることをかいま見ました。

今回、私 1 人ではなく、2 人の職員が同行し、現場の空気を一緒に感じることもできたことは何よりの収穫であり、森づくりから村づくりをテーマに 1,338 人の村民の意気込みを感じた研修でありました。

いずれにいたしましても今回の研修で得たものを町の実情と照らし合わせ、町内外の人材の確保や民間事業者と連携を図りながら、様々な施策に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2 点目の折しも第 6 期長期総合計画を策定中ですが、どのように織り込まれていきますかについてですが、第 6 期長期総合計画につきましては、森田議員も議員代表としてご参加をいただいております長期総合計画審議会においてご審議等をいただいております。現在、基本計画の策定を進めておりますが、今回の視察の成果を具体的に基本計画の中へ織り込むのではなく、計画の実現に向けて今後策定する実施計画の中で、私や職員が現地

で学び、感じたことが反映できればと考えております。

次に、3点目の野村不動産ホールディングス株式会社の「森をつなぐ」東京プロジェクトで搬出された木がまだ出口が見つからず、森と市庭で眠っています。町でパイプ役となって両者を繋ぐことは考えていますかについてですが、野村不動産ホールディングス株式会社からの2023年度の事業報告では、「森をつなぐ」東京プロジェクトに基づく「つなぐ森」の第1期森林施業実績のうち、主伐の施業範囲は約0.73 ha、搬出材積は杉、ヒノキのA材からD材の合計で460.18 m³となります。この「つなぐ森」から伐採された木材は、野村不動産独自に構築されたサプライチェーンにより、株式会社東京・森と市庭へ売却後、同社が管理する町内の丸太置場で保管され、製材・加工の工程を経て、メーカーや建設会社等とも連携した木材の活用が図られるものとなります。

議員からは、搬出された木がまだ出口が見つからず、森と市庭で眠っているのご指摘がございましたが、企画財政課から野村不動産ホールディングス株式会社の担当者へ確認したところ、第1期森林施業で伐採し、保管されている木材については、原則、全てグループ内の事業等で活用する予定であるとの回答がございました。

また、ご質問の町がパイプ役となって両者を繋ぐことは考えていますかにつきましても、両者における事業連携は過去に実績があり、既に関係性はできているとのことですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。視察に行かれて、今後の奥多摩町の町政に生かしていただけるということで、とても心強い思いで聞かせていただきました。

そして、②番の長期総合計画の今後の策定実施計画のほうで盛り込んでいただけるということで、実際に動く、計画でどのように落とし込んでいただけるか、とても楽しみにしております。

また、野村不動産ホールディングスと株式会社シェルターさんが既に繋がっていらっしゃるということで、今後、奥多摩町の発展のために寄与していただけることと存じます。

そこで、私から1つ質問なんですが、例えば神山町創生戦略・人口ビジョン「まちを将来世代につなぐプロジェクト」など、神山町や、今回行かれた西栗倉村中間支援組織がしっかりしてる村や町だと思うんですけども、今後、奥多摩町で地域おこし協力隊や集落支援員の方を採用して、そのような形で町の将来について軌道に乗せるようなプロジェクトを考えていらっしゃるのか、もしよかったらお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今、森田議員から今後のこれを生かすためのプロジェクトなり計画はいかがかというご質問でしょうけれども、実は、十五、六年前でしょうか、まちづくり委員会で実は神山町を視察しておりまして、その当時の代表、今もご活躍だと思っておりますが、大南さんとおっしゃったかな、その人のそれこそ自宅に伺って、車座になっていろんな議論をした記憶がございます。

やはり栗倉村と一緒に、そういうリーダーがいて、その人が信頼を町村に得て、住民皆さんと協働していくというのが基本であろうかなというふうに思います。

私どもの町もまだまだ先程の集落支援員にしても、地域おこし協力隊にしても数は少ないんですけども、やはり基本をしっかりとした上で、需要がどこにあるのかということをしっかり見定めながら目的を持ってそういう人を採用していく。先程、企画課長からまず1人ということになりましたけども、それは土台をつくるという意味でそうお答えしましたけども、実際に仕事があって、そういう需要があれば2人、3人と、それは当然、国からの予算のこと、町の予算もありますけれども、そういうものと比較してやっていきたいなと思っています。

そんな形で、ただ、いろんな町村の事例を全部飲み込んでしまうと、進むものも進まなくなるというリスクも感じますので、まず1点絞って、そこで検証しながら、私たちの奥多摩町にとってどういうことがいいのかということをしつかりと考えていきたいなと思っています。

今回は、西栗倉村の副村長さんが休日も出勤して我々の対応を実は1日目にしてくださいました。いろんないいお話を聞けました。2日目は、私どもでいう企画財政課長が対応してくれて、本当にここだけの話ですけど、綱渡りの連続でやりましたと。やはり我々が外から見る地域の活性と、それから実際に中で尽力している人間の苦労というものがやはり若干乖離しているんだなということも学びましたし、そういう力をどうやってつくっていくかというのが私たちの町の課題でありますけども、一つ一つ私も職員と顔を突き合わせて相談しながら、何が町にとってというふうな視点で考えながら今後もやっていきたいと思いますので、またいろんなご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 町長ありがとうございました。再質問ではないんですけども、奥多摩町でも新たな活動の胎動を感じております。そのようなすばらしい人材もたくさんいる奥多摩町ですので、資源はそろっていると思うんですね。あとはそれをどのように構

築していくかが問題だと思いますので、やはりある程度の時間をかけて、じっくり動かし
ていかないと成功しないプロジェクトだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、2問目の質問を許可します。森田議員。

○3番（森田 紀子君） では、2問目の質問をさせていただきます。2問目は、コロナ
後の町の事業について伺いいたします。

平成5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になり、世の
中が新型コロナウイルス感染症パンデミック前の状況に概ね戻りました。町の事業もほぼ
戻りつつあると思います。

先日、住民の方から、以前は行われていた事業が行われていない旨のお話を伺い、伺っ
た事業周辺について事務報告書を中心に平成28年度から調べてみたところ、新型コロナウ
イルス感染症パンデミック前に行われていた事業が既に行われていなかったり、回数が減
っておりました。

例えば福祉保健課の事業で、運動教室でのミニ健康教育がなくなっていたり、古里・氷
川保育園、古里・氷川小学校、教育課、教育相談室、子ども家庭支援センターとの連絡会
を年2回行っていましたが、再開されていなかったり、旧健康相談事業、現在の元気アッ
プおくとま事業については、以前は年120数回行われていたのが50数回、約3分の2程度
に減ってしまっていたり、乳幼児数が減ってしまっているのかもしれませんが、乳幼児歯
科健診にいらっしゃる方が以前は158人もいらっしゃったのに、現在は27人で、ブラッ
シング指導に関しては指導が0人です。挙げていると枚挙にいとまがございませんが、こ
のように復活し切れていない各事業があると思います。

そこで、伺いいたします。

①各事業縮小にはそれぞれ意図があるのでしょうか。

②参加者が集まらない等の場合、何か改善策を検討なさっているのでしょうか。

③なくなった事業の代替事業は行われているのでしょうか。

以上3点伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目のコロナ後の町事業についてお答えいたします。

1点目の各種事業縮小にはそれぞれ意図があるのでしょうか、2点目の参加者が集まら
ない等の場合、何か改善策を検討なさっているのでしょうか、3点目のなくなった事業の

代替事業は行われているのでしょうかについてですが、議員からご指摘のございました福祉保健課所管事業としての運動教室でのミニ健康教育は、コロナ以降についても継続して事業を実施しておりますが、現在は、生活習慣病予防運動教室事業の一環として実施しているため、令和3年度以降は事務報告書への記載を省略しております。

なお、令和5年度につきましても熱中症リスク、免疫力向上、糖尿病予防等の講話を生活習慣病予防運動教室の中で10回行い、参加者の健康づくりに役立てていただいております。

次に、旧健康相談事業、現在の元気アップおくたま事業については、以前は年に120回数行われていたものが50回数、約3分の2程度に減ってしまったについてですが、令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催回数を減らして実施しておりました。また、令和4年度については、年度途中まで保健師が欠員となっていたこともあり、実施回数が51回となっておりますが、令和5年度は61回、令和6年度については73回実施する予定となっております。

令和6年度の事業開催回数については、令和5年度末に全13地区の参加者にアンケート調査を行った結果、「今年度の開催回数である年4回がちょうどいい」との回答が11地区、「年5回に増やしたい」との回答が2地区という結果でありました。参加者の高齢化が進んでいることもあり、各地区の参加者の要望に応じて回数を設定し、実施しております。

参加者への周知方法については、広報、防災行政無線のほか、ウエルネスおくたまに掲載するとともに、自治会にご協力をいただき、年度当初に元気アップおくたまのチラシを回覧し、周知に努めてまいります。

次に、乳幼児歯科健診にいらっしゃる方が以前は158人いらっしゃったのに、現在は27人で、ブラッシング指導に関しては0人ですについてですが、令和5年度の事務報告においては、乳幼児歯科相談事業の参加者の27名のうち、フッ素塗布人数が27名となっております。フッ素を塗布する際には必ずブラッシング指導を行い、口腔内をきれいにしてから行います。したがって、参加者27名全員がフッ素塗布を行ったため、ブラッシング指導を単独で受けた方は0名となりました。

虫歯予防には、ふだんのブラッシングがとても大切になります。虫歯リスクが心配な乳幼児においては、半年に1度のフッ素塗布だけでなく、積極的に声をかけ、仕上げ磨きに重点を置いたブラッシング指導を行うことで、ブラッシング指導のみを受ける利用者も増やしていけるよう努めてまいります。

ヘルシー体操や元気アップ事業については、引き続き町民のフレイル予防として継続し

て実施していくとともに、親子の心身の健康の保持・増進を図るため、母子保健における検診を充実させ、第5期長期総合計画に掲げる「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」の実現を目指してまいります。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。結果的には事業としてはそれほど減っていないということで承知いたしました。

住民の方から質問がございまして、5歳児の健康診断、令和6年予算で、すくすく健康診査という発達障害の審査が行われていると思うんですが、実は、町民の方から、経過観察等デリケートな問題ですので、公衆の面前でその回答をしてほしくないというお話を伺ってしまして、今年度の予算計上で、発達検査セット17万円を計上されていると思うんですが、こちらを購入し、既に実施しているのでしょうか。そして、実施した場合、経過観察の方は何人いて、どこにどのように繋いでケアしていただいたのかを教えていただきたいということと、あと、以前、乳児の診察で、乳児を裸のまま移動させたり、配慮のないことをされたというお話を伺っていて、母子健康、若者定住の若者対象の母子審査がそのような問題があることが多いと、奥多摩町ちょっと信じられないわみたいな形で、定住化促進に反するようなことが起こってしまうかと思うんですが、そのようなことが実際あったのかどうかをお聞かせいただけたらと思うんですが。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、コロナ後の町事業についてに関係しますか。

○3番（森田 紀子君） 少し関係すると思いますが。いかがでしょう。ないでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 関係がないというふうに聞こえますけど。

○3番（森田 紀子君） 分かりました。では、取り下げます。

○議長（小峰 陽一君） できれば別の機会に質問をしていただきたいと思います。

○3番（森田 紀子君） かしこまりました。

○議長（小峰 陽一君） よろしいですか。

○3番（森田 紀子君） はい。結構です。

○議長（小峰 陽一君） そのほかに再質ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 再質問ではなくて要望なのですが、令和6年度長期総合計画では、各課横断的な政策の遂行が求められております。職員各位が目的意識を明確にし、奥多摩町にとって自分は何をすべきかを考え、行動に転化していただきたく存じます。また、町長におかれましては、常に奥多摩町の未来はこうしていきたいと語っていただき、言葉の創化力でもってリーダーシップを発揮し、組織を率いていただきたいと願っております。

要望ですので、ご回答は結構でございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 今の質問もコロナ後の町事業に掛け離れていますので、次の機会でもまた出してください。

以上で、森田議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第4 議員提出議案第2号 再審法「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書を議題とします。

提案を事務局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、朗読いたします。

議員提出議案第2号 再審法「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書。

上記の議案を提出する。

令和6年12月6日提出。

提出者、奥多摩町議会議員原島幸次。賛成者につきましては、議長を除く全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長小峰陽一殿。

理由。有罪判決を受けてしまった無実の人を迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行う必要がある。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、原島幸次議員に求めます。原島議員。

〔10番 原島 幸次君 登壇〕

○10番（原島 幸次君） 10番、原島幸次です。

それでは、議員提出議案第2号 再審法「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書につきまして提案理由の説明をいたします。

提案の理由ですが、有罪判決を受けてしまった無実の人を迅速に救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行う必要があるためでございます。

本件につきましては、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、提案の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議員提出議案第2号 再審法「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の特定事件継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第6 議員派遣について議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり町長よりご挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本議会では専決処分の承認を求めることについて1件、条例の

一部を改正する条例 3 件、契約案件が 1 件、令和 6 年度の補正予算 6 件の審議、奥多摩町基本構想の策定について 1 件、以上ご決定をいただきました。今後の事業をしっかりと進めてまいります。

本議会補正予算審議の中で、パッカー車の運用についての質問がありました。奥多摩町は、平成 23 年に地元あきる野市留原地区のご理解をいただき、西秋川衛生組合に加わりました。以来、私たちの生活には欠かせない事業となっております。

しかしながら、4 市町村の中で搬入距離が一番長い奥多摩町であります。車の耐久性にも限りがあり、今回の予算措置となりました。新車が来るまでにリース契約となりましたが、購入か、今回のようなリース契約がよいのか、今後、置かれた環境、それから、諸条件を勘案し、今後進めてまいりたいと思っております。

9 名の議員皆様から 19 の一般質問をいただきました。教育をはじめ、防災対策等、地域の諸課題に加え、DX 化への課題、長期総合計画をはじめとするこれからのまちづくりの課題等、様々な視点からのご質問、ご提言をいただきました。

視察研修の成果についても問われました。立地条件をはじめ、それぞれの市町村環境の違いはありますが、参考にすべきところは大いに取り入れるべきと感じました。

さて、本定例会冒頭の挨拶の中で申し上げましたように、町民皆様のご協力により、この秋、多くの行事が盛り上がりを見せました。また、民間事業者のイベントも同様の成果が得られました。12 月の 1 日には、上流は小菅村、下流は狛江市から成る 8 市町村が共演する多摩川流域郷土芸能フェスティバルが狛江市で開かれました。奥多摩町からは奥氷川神社の獅子舞が町の代表として参加していただき、すばらしいパフォーマンスで舞台を盛り上げていただきました。

また、今週末には第 63 回加藤旗争奪駅伝競走大会は、奥多摩ふれあい駅伝大会としても開催されます。実行委員会皆様のご尽力で、昨年から 2 通りのコース設定とし、多くの皆様が参加できるように工夫されました。今年は昨年よりも 10 チーム以上の多くの参加者が予定をされています。皆様方の応援をどうぞよろしくお願いいたします。

また、新年になりますが、久しく開催を見送っておりました賀詞交歓会をコンパクトな形式にはなりますが、開催する予定であります。どうぞよろしくお願いいたします。

本年 1 年間、議員皆様には研修機会も増え、成果を上げられたことと存じます。また、議会運営においても可視化の方向性を検索し、研究されておりますことに敬意を申し上げます。今後の議会運営に効果をもたらすものと確信をいたします。

年末年始、健康にご留意されますようご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。

す。大変お疲れさまでございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和6年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後4時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員